



第3期 大玉村 子ども・子育て

支援事業計画



令和7年3月
大玉村



村長あいさつ



本村では、令和2年3月に「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本村の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、様々な取り組みを推進してまいりました。

結果として本村は、人口が長年にわたり増加傾向にあり、年少人口比率、合計特殊出生率ともに県内一となっております。

しかしながら、全国的には少子化・人口減少の流れは留まることなく進行しており、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、国では、若年人口が急激に減少する令和12年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

こうした中、本村では令和2年3月に策定した「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間が満了となります。国の新たな制度や方針を踏まえつつ、これまでの取り組みの見直しを行い、本村で生まれた子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が子育てに喜びを感じることでできる村づくりを推進していくため、「第3期大玉村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもにとって住みやすく、安心して子育てができる村となるよう、家庭はもちろん、地域、企業、学校、行政などがつながりを深め、地域社会全体で子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできる村づくりを推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「大玉村子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見等をいただきました村民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

大玉村長 押 山 利 一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと他計画との関係	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制と策定の経緯	5
第2章 大玉村の子ども・子育てを取り巻く状況	6
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	6
2 教育・保育サービスなどの状況	13
3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	19
4 第2期計画の進捗評価	33
5 大玉村の子ども・子育て支援の主な課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 施策の体系	40
第4章 基本施策	45
基本目標1 みんなで子どもを育てる大玉村	45
基本目標2 仕事と子育てを両立できる大玉村	49
基本目標3 子育て家庭を支えられる大玉村	52
基本目標4 生きる力がはぐくまれる大玉村	58
基本目標5 子どもがのびのび育つ大玉村	63
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	66
1 教育・保育提供区域と量の見込みの算出の考え方	66
2 子ども人口の推計	67
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	68
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	71
第6章 計画の推進	84
1 関係機関等との連携	84
2 計画の達成状況の点検・評価	84
3 家庭・地域・事業者・村の役割	84
資料編	85
1 計画の策定経過	85
2 大玉村子ども・子育て会議条例	86
3 大玉村子ども・子育て会議委員名簿	88

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成 24(2012)年 8 月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連 3 法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度(子ども・子育て支援新制度)が、平成 27(2015)年度から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

本村では、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえつつ、平成 27(2015)年3月に『大玉の子どもたちの、あふれる笑顔と輝く未来』を基本理念とした「大玉村子ども・子育て支援事業計画」(以降、第1期計画という。)を策定しました。

令和2(2020)年3月には、第1期計画の基本理念を継承しつつ、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策のほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」(以降、第2期計画という。)を策定し、本村の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための様々な取り組みを推進してきました。

しかし、少子化・人口減少の流れは留まることなく進行しており、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、国では、若年人口が急激に減少する令和 12(2030)年までが少子化に対処する重要な分岐点であり、最後のチャンスであるとの認識のもと、令和5(2023)年 12 月に「こども未来戦略」が策定され、これまでにない抜本的な政策強化を図るための「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6(2024)年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

こうした中で、本村では令和2(2020)年3月に策定した第2期計画が令和6(2024)年度で計画期間が満了となることから、国の新たな制度や方針を踏まえつつ、これまでの取り組みの見直しを行い、本村で生まれた子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が子育てに喜びを感じることをできる村づくりを推進していくため、「第3期大玉村子ども・子育て支援事業計画」(以降、本計画という。)を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条および、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき策定する市町村計画となるものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

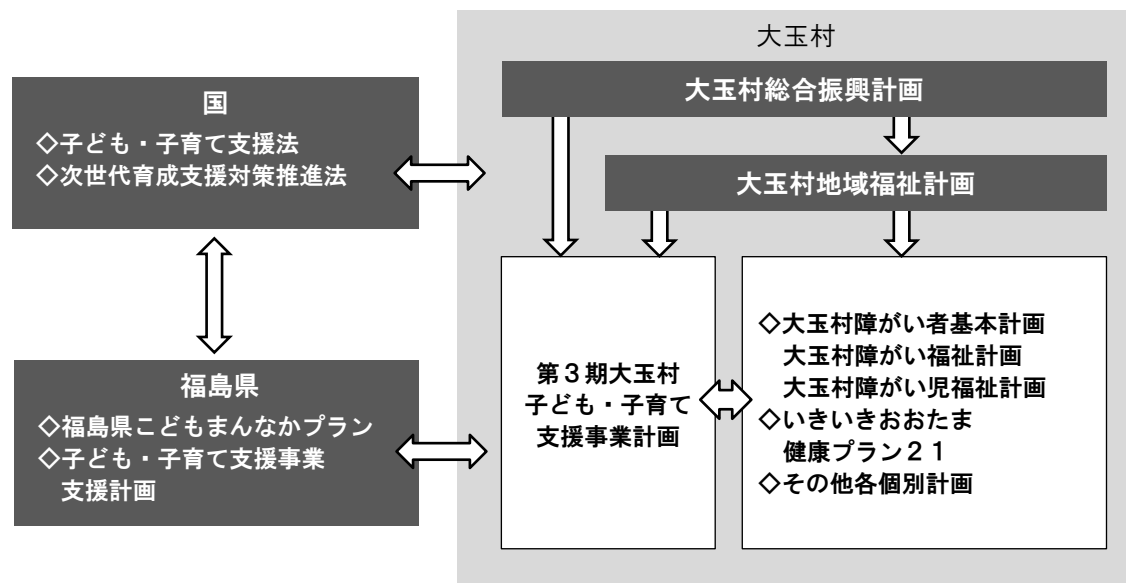
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（２）他計画との関係

本計画は、`小さくても輝く 大いなる田舎 美しい村・大玉村`を将来像とする「第五次大玉村総合振興計画」を最上位計画、`誰もが地域で支え合いながら、いきいきと安心して暮らせる村`を基本理念とする「第1期大玉村地域福祉計画」を福祉分野における上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画や本村の関連個別計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



（３）計画の対象

本村に居住するすべての子ども(0歳から 18 歳)、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

(4) SDGsを踏まえた計画の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された、国連加盟 193 か国が平成 28 (2016)年～令和 12(2030)年の 15 年間で達成を目指す国際社会全体の 17 の開発目標です。

次に示すように、本計画においても、17 の目標の中で関連するものが多いことから、SDGsの目標を踏まえて計画を推進していきます。



■主に関連する目標

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	国内および国家間の格差を是正する
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
第 2 期 子ども・子育て支援事業計画						第 3 期 子ども・子育て支援事業計画				
適宜見直し・更新										

4 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

〔大玉村子ども・子育て会議の設置〕

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「大玉村子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に関わるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

〔アンケート調査の実施〕

計画の策定に先立ち、本村における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童の保護者や小学生の保護者を対象とするアンケート調査を令和6年6～7月に実施しました。

〔パブリックコメントの実施〕

本計画に対して、住民の方から広くご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

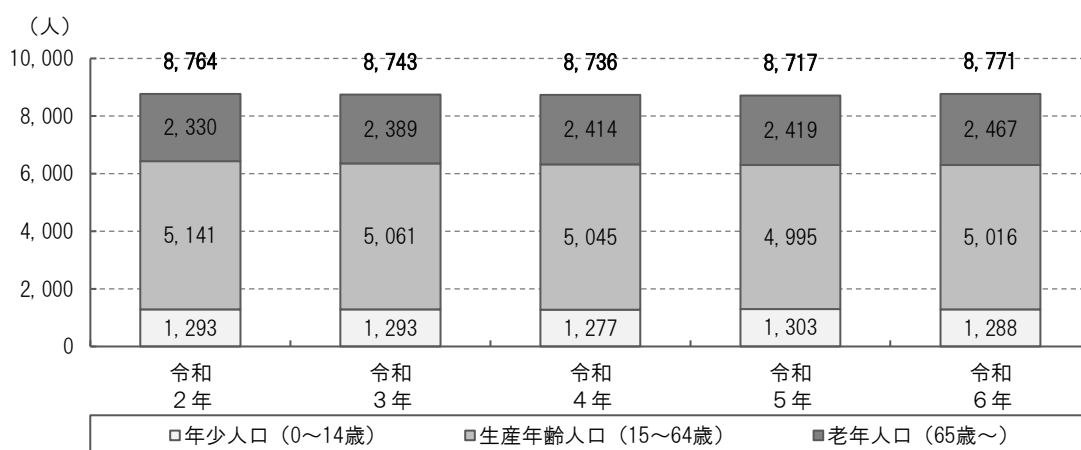
第2章 大玉村の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 総人口の推移

本村の総人口はほぼ横ばいで推移しており、令和6年では8,771人となっています。年齢3区分別でみると、全国的に少子高齢化が進行している中、本村では年少人口(0～14歳)が令和6年で1,288人とほぼ横ばいで推移しています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

単位:人、%

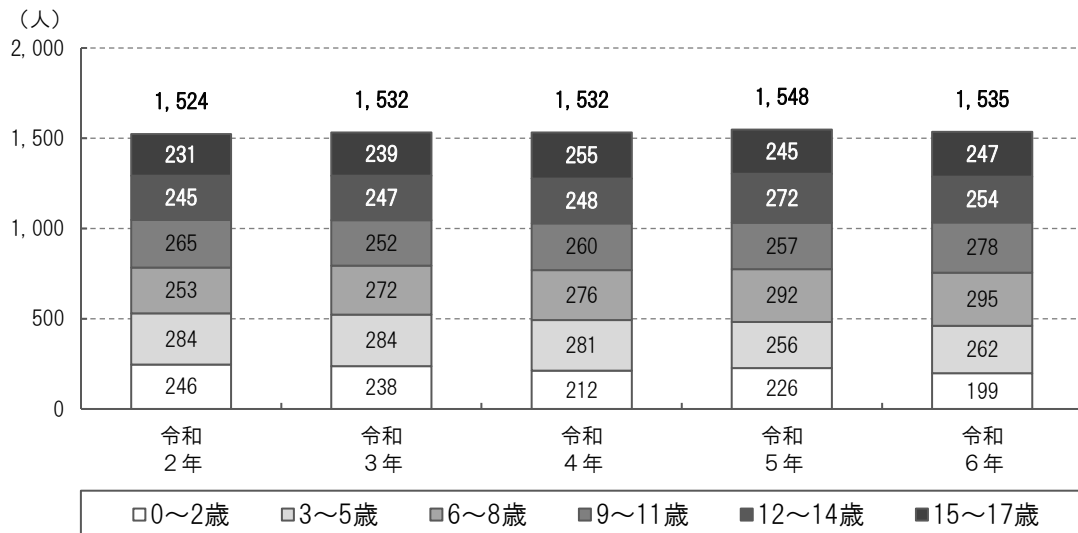
年齢区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	総人口	8,764	8,743	8,736	8,717	8,771
	年少人口 (0～14歳)	1,293	1,293	1,277	1,303	1,288
	生産年齢人口 (15～64歳)	5,141	5,061	5,045	4,995	5,016
	老年人口 (65歳～)	2,330	2,389	2,414	2,419	2,467
構成比	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	年少人口 (0～14歳)	14.8%	14.8%	14.6%	14.9%	14.7%
	生産年齢人口 (15～64歳)	58.7%	57.9%	57.7%	57.3%	57.2%
	老年人口 (65歳～)	26.6%	27.3%	27.6%	27.8%	28.1%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 子ども人口の推移

本村の子ども人口(0～17歳)は、増加傾向にあり、令和6年では1,535人、総人口に占める子ども人口の割合は17.5%となっています。年齢別でみると、小学生(6～11歳)、中学生(12～14歳)、高校生(15～17歳)が増加しています。一方で、就学前児童(0～5歳)は減少傾向となっています。

【子ども人口(0～17歳)の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

単位:人、%

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子ども人口 (0～17歳)	1,524	1,532	1,532	1,548	1,535
就学前児童 (0～5歳)	530	522	493	482	461
0～2歳	246	238	212	226	199
3～5歳	284	284	281	256	262
小学生 (6～11歳)	518	524	536	549	573
低学年 (6～8歳)	253	272	276	292	295
高学年 (9～11歳)	265	252	260	257	278
中学生 (12～14歳)	245	247	248	272	254
高校生 (15～17歳)	231	239	255	245	247
総人口に占める 子ども人口の割合	17.4%	17.5%	17.5%	17.8%	17.5%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯の状況

①世帯構成

世帯構成では、平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で核家族が 728 世帯と大幅に増加しています。一般世帯に占める核家族の割合は平成 17 年が 41.5%ですが、令和 2 年では 55.6%と過半数を占めています。

また、6 歳未満世帯員のいる世帯は、平成 17 年から令和 2 年の 15 年間で 63 世帯増加していますが、一般世帯に占める割合をみると 13.5%と平成 17 年から 2.1 ポイント減少しています。

【世帯構成の推移】

単位：世帯

年次	一般世帯数	核家族					18 歳未満世帯員のいる世帯	6 歳未満世帯員のいる世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
平成 17 年	2,089	867	220	511	31	105	871	326
平成 22 年	2,249	1,034	269	601	39	125	839	342
平成 27 年	2,616	1,317	362	738	40	177	810	338
令和 2 年	2,871	1,595	467	859	50	219	870	389

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

【一般世帯に対する世帯構成比率】

単位：世帯、%

年次	一般世帯数	核家族					18 歳未満世帯員のいる世帯	6 歳未満世帯員のいる世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
平成 17 年	2,089 (100.0)	41.5	10.5	24.5	1.5	5.0	41.7	15.6
平成 22 年	2,249 (100.0)	46.0	12.0	26.7	1.7	5.6	37.3	15.2
平成 27 年	2,616 (100.0)	50.3	13.8	28.2	1.5	6.8	31.0	12.9
令和 2 年	2,871 (100.0)	55.6	16.3	29.9	1.7	7.6	30.3	13.5

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

② 6歳未満及び18歳未満世帯員のいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯の状況についてみると、「夫婦と子どもから成る世帯」が平成22年の40.4%から令和2年は63.8%と増加している一方で、「3世代等から成る世帯」が減少しています。

18歳未満世帯員のいる一般世帯の状況も同様に推移しており、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯でも核家族化が進んでいます。

【6歳未満及び18歳未満(6歳未満世帯員はいない)世帯員のいる世帯の状況】

単位：世帯、%

区分		6歳未満世帯員のいる 一般世帯数			18歳未満世帯員のいる一般世帯 数（6歳未満世帯員いない）		
		平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
合計		342 (100.0)	338 (100.0)	389 (100.0)	497 (100.0)	472 (100.0)	481 (100.0)
核 家 族 世 帯	夫婦と子どもから成る世帯	138 (40.4)	192 (56.8)	248 (63.8)	184 (37.0)	209 (44.3)	246 (51.1)
	男親と子どもから成る世帯	1 (0.3)	2 (0.6)	3 (0.8)	7 (1.4)	4 (0.8)	11 (2.3)
	女親と子どもから成る世帯	8 (2.3)	10 (3.0)	13 (3.3)	31 (6.2)	42 (8.9)	44 (9.1)
3世代等から成る世帯		192 (56.1)	133 (39.3)	124 (31.9)	273 (54.9)	215 (45.6)	180 (37.4)
その他（非親族を含む世帯等）		3 (0.9)	1 (0.3)	1 (0.3)	2 (0.4)	1 (0.2)	0 (0.0)

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※四捨五入の関係で内訳の割合の合計が100%にならない場合があります

(4) 特別な支援が必要な子どもの状況

①身体障害者手帳・療育手帳所持者（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者については、ほぼ横ばいで推移しています。療育手帳所持者については、令和2年の13人から令和6年は26人と増加しています。

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳	7	8	8	8	10
療育手帳	13	17	23	25	26

資料：健康福祉課(各年3月末現在)

②児童虐待相談

児童虐待相談件数については、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年では14件となっています。内訳をみると、近年は身体的虐待、心理的虐待の相談が増えています。

単位：件

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童虐待相談件数	12	10	11	20	14
身体的虐待	6	2	2	3	3
ネグレクト	6	1	1	0	0
心理的虐待	0	7	8	17	11
性的虐待	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(各年3月末現在)

(5) 各種手当等の受給状況

①児童手当

児童手当の受給者数は、近年はほぼ横ばいで推移しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	716	728	702	703	708

資料：健康福祉課(各年度2月末現在)

児童手当とは、高校生年代（18歳の誕生日の年度末）までの児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当（令和6年10月以前は中学生以下を対象としていた）

②児童扶養手当

児童扶養手当の受給者数は増加傾向となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	64	69	68	77	76

資料：健康福祉課(各年度7月末現在)

児童扶養手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳の誕生日の年度末までの児童（または20歳未満の障がいを持っている児童）を扶養している人に支給する手当

③特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の受給者数は、令和3年度までは増加傾向、以降は減少傾向となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	44	40	67	59	50

資料：健康福祉課(各年度7月末現在)

特別児童扶養手当とは、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養している父母または養育者に支給される手当

④子育て支援医療費助成

子育て支援医療費助成の対象者数は増加しています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成対象者数	1,503	1,529	1,535	1,559	1,575

資料：健康福祉課(各年度3月末現在)

子育て支援医療費助成とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある方の医療費の一部の助成

2 教育・保育サービスなどの状況

(1) 教育・保育の実績

① 幼稚園の状況

幼稚園の利用者数は、就学前児童(0～5歳)人口の減少に伴い、減少傾向となっています。

村内の幼稚園は「大玉村立玉井幼稚園(定員 180 名)」、「大玉村立大山幼稚園(定員 180 名)」の2か所となっており、令和2年度～令和6年度まで、既存施設で受け入れができていた状況となっています。

【幼稚園の利用者数と供給量(定員)】

単位：人

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①実利用者数	283	289	277	256	259
1号認定	283	289	277	256	259
2号認定	-	-	-	-	-
②供給量(定員)	360	360	360	360	360
過不足(②-①)	77	71	83	104	101

資料：健康福祉課(各年4月1日現在)

※本村では3～5歳児はすべて幼稚園を利用しているため、2号認定は計上していません。

②保育所の状況

保育所の利用者数は、就学前児童(0～5歳)人口の減少に伴い、減少傾向となっています。

村内の保育所は「大玉村保育所(定員150名)」の1か所となっており、年度当初(4月1日現在)では、令和2年度～令和6年度まで、既存施設で受け入れができています。

一方で、0歳児は、育児休業からの復帰に伴い、年度途中での利用希望者がおり、待機児童が発生しています。

現在、待機児童対策として、「村外保育施設利用者交付金」を交付しており、喫緊の対応が必要な場合には、村外保育施設の利用案内を行っています。

【保育所の利用者数と供給量(定員)】

単位：人

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①実利用者数	118	105	118	109	92
3号認定(0歳)	10	13	9	8	4
3号認定(1歳)	48	41	57	39	46
3号認定(2歳)	60	51	52	62	42
②供給量(定員)	150	150	150	150	150
過不足(②－①)	32	45	32	41	58

資料：健康福祉課(各年4月1日現在)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

①延長保育事業

延長保育事業の利用者数は、増加傾向となっており、村内では、「大玉村保育所」で事業を実施しています。

【延長保育事業の利用状況】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	37	40	48	51	44
0歳	6	12	8	13	7
1歳	11	15	21	20	22
2歳	20	13	19	18	15
3歳	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(令和6年度：9月末現在)

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の登録児童数は、増加傾向となっています。村内では、「おおたま子どもクラブ(大玉村総合福祉センターさくら内)」で事業を実施しています。

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の登録児童数】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①登録児童数	238	235	253	272	268
1年生	54	57	66	64	66
2年生	57	52	58	69	57
3年生	38	54	52	52	59
4年生	41	28	49	36	40
5年生	30	27	19	41	23
6年生	18	17	9	10	23

資料：健康福祉課

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数は、増減を繰り返しており、令和6年度では179人となっています。

村内では、「さくらカフェ」で事業を実施しています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延べ利用者数	335	223	237	294	179

資料：健康福祉課(令和6年度は9月末現在)

④一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)事業の延べ利用者数は、35,000人前後で推移しています。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外(一時保育)の延べ利用者数は、30～50人で推移しています。

村内では、「大玉村立玉井幼稚園」、「大玉村立大山幼稚園」で預かり保育事業を実施し、「大玉村保育所」で一時保育事業を実施しています。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)の利用状況】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延べ利用者数	33,836	36,712	35,518	35,603	18,365
3歳	11,143	12,704	11,417	11,578	6,685
4歳	11,843	11,482	12,557	11,878	5,356
5歳	10,850	12,526	11,544	12,147	6,324

資料：健康福祉課(令和6年度は9月末現在)

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外(一時保育)の利用状況】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延べ利用者数	5	35	39	48	13

資料：健康福祉課(令和6年度は9月末現在)

⑤病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の延べ利用者数は、1～3人で推移しています。

村内では、事業が実施されていませんが、郡山市との協定により病児・病後児保育を実施しています。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延べ利用者数	0	0	3	1	0

資料：健康福祉課

⑥乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、訪問率が100.0%となっており、すべての乳児家庭に対して訪問ができています。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

単位：人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	67	57	78	55	
②訪問率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

資料：健康福祉課

⑦妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の利用者数は、50～60人前後で推移しています。

【妊婦健康診査事業の利用状況】

単位：人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	67	56	58	53	

資料：健康福祉課

（３）放課後こども教室の実績

放課後子ども教室の利用者数は、70～80 人前後で推移しており、村内では、「玉井教室」、「大山教室」の2か所で事業を実施しています。

【放課後こども教室の利用状況】

単位：人

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①実利用者数	80	73	74	71	80
4年生	33	18	23	18	33
5年生	23	40	21	32	18
6年生	24	15	30	21	29

資料：健康福祉課

3 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

(1) 調査概要

計画の策定に先立ち、本村における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

①調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	調査方法
就学前児童調査	村内の就学前児童 (0～5歳)の保護者	令和6年6月26日(水) ～7月12日(金) ※集計には7月22日(月) までの回収票を含めた	郵送
小学生調査	村内の就学児童 (小学1～6年生)の保護者		

②回収状況

調査票の回収状況は次のとおりです。

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	362 件	169 件	46.7%
小学生調査	429 件	203 件	47.3%

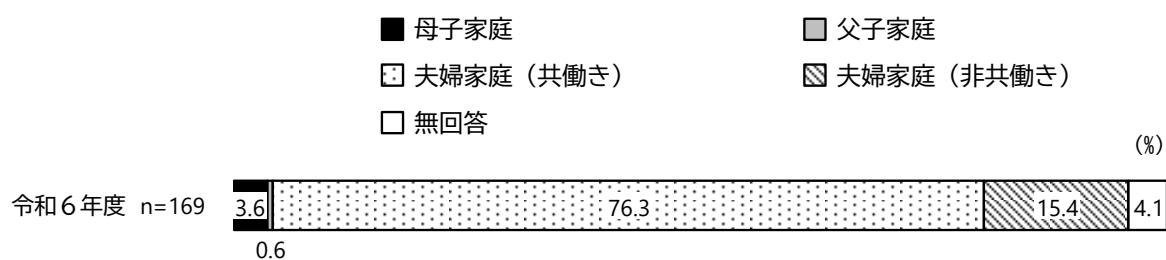
(2) アンケート調査結果

① 家庭の状況

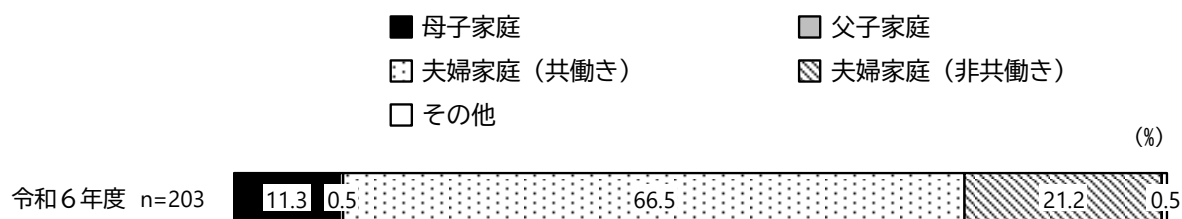
家庭の状況について、「夫婦家庭(共働き)」が就学前児童 76.3%、小学生 66.5%と最も高く、次いで「夫婦家庭(非共働き)」(就学前児童 15.4%、小学生 21.2%)となっています。「母子家庭」「父子家庭」を合わせた『ひとり親家庭』は、小学生で約1割となっています。

【家庭の状況】

■ 就学前児童



■ 小学生

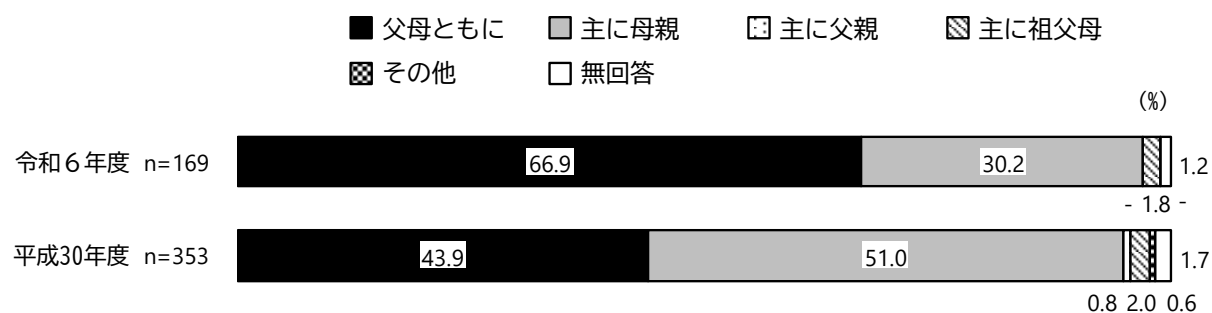


②主に子育てをしている方

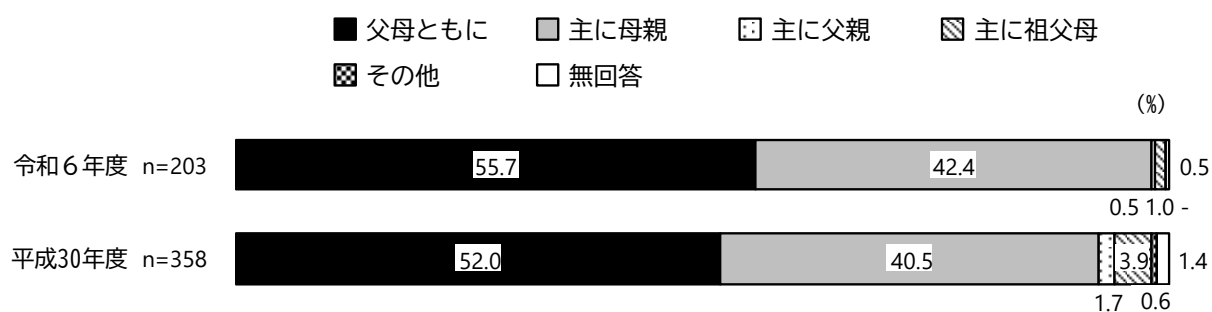
主に子育てをしている方について、「父母ともに」が就学前児童 66.9%、小学生 55.7%と最も高く、次いで「主に母親」(就学前児童 30.2%、小学生 42.4%)となっています。

【主に子育てをしている方】

■就学前児童



■小学生



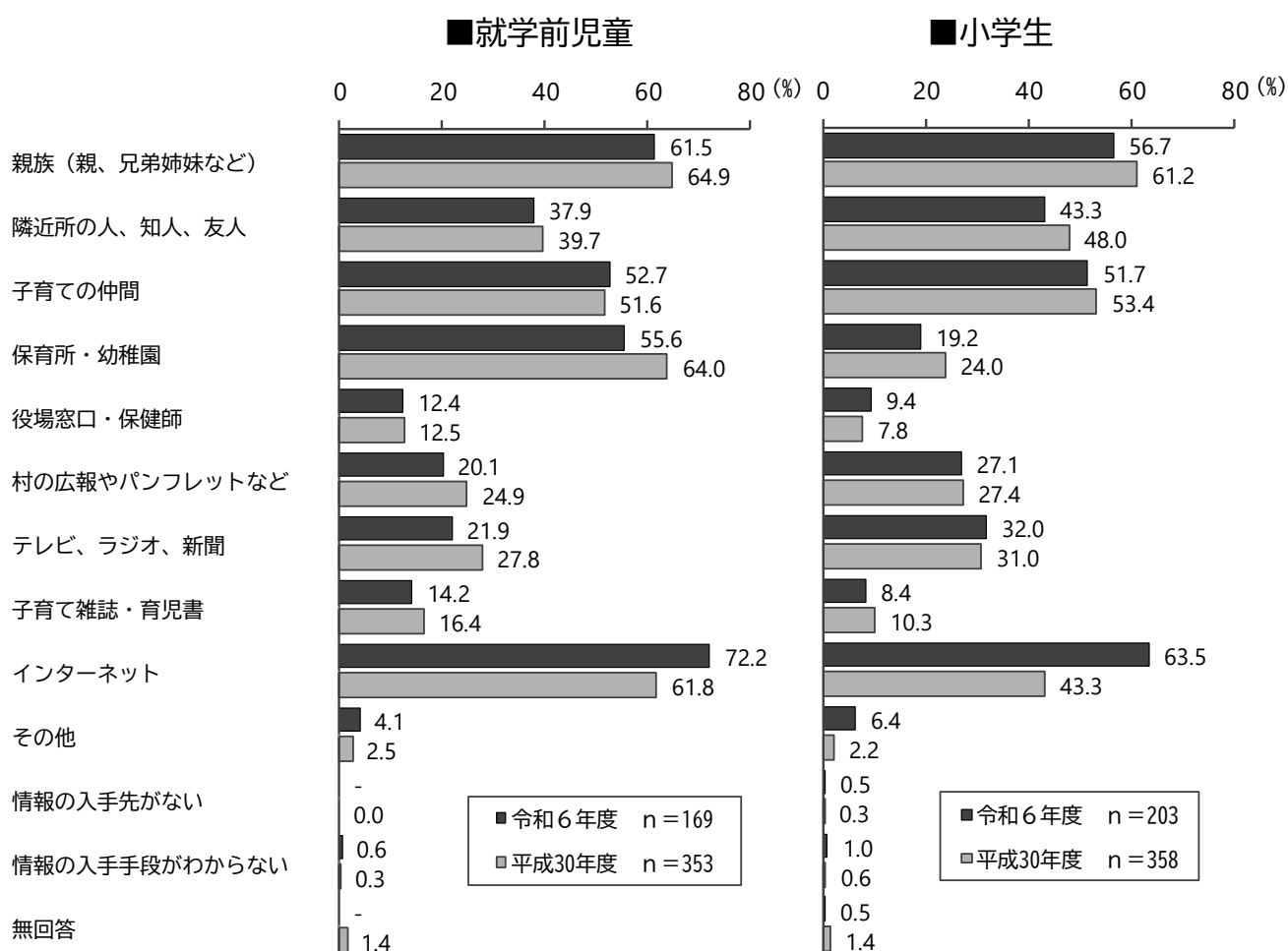
③子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先について、「インターネット」が就学前児童 72.2%、小学生 63.5%と最も高く、次いで「親族(親、兄弟姉妹など)」(就学前児童 61.5%、小学生 56.7%)となっています。

他に、就学前児童では「保育所・幼稚園」(55.6%)が、小学生では「子育ての仲間」(51.7%)が高くなっています。

また、就学前児童・小学生ともに「インターネット」は前回調査時から 10 ポイント以上増加しています。

【子育てに関する情報の入手先】



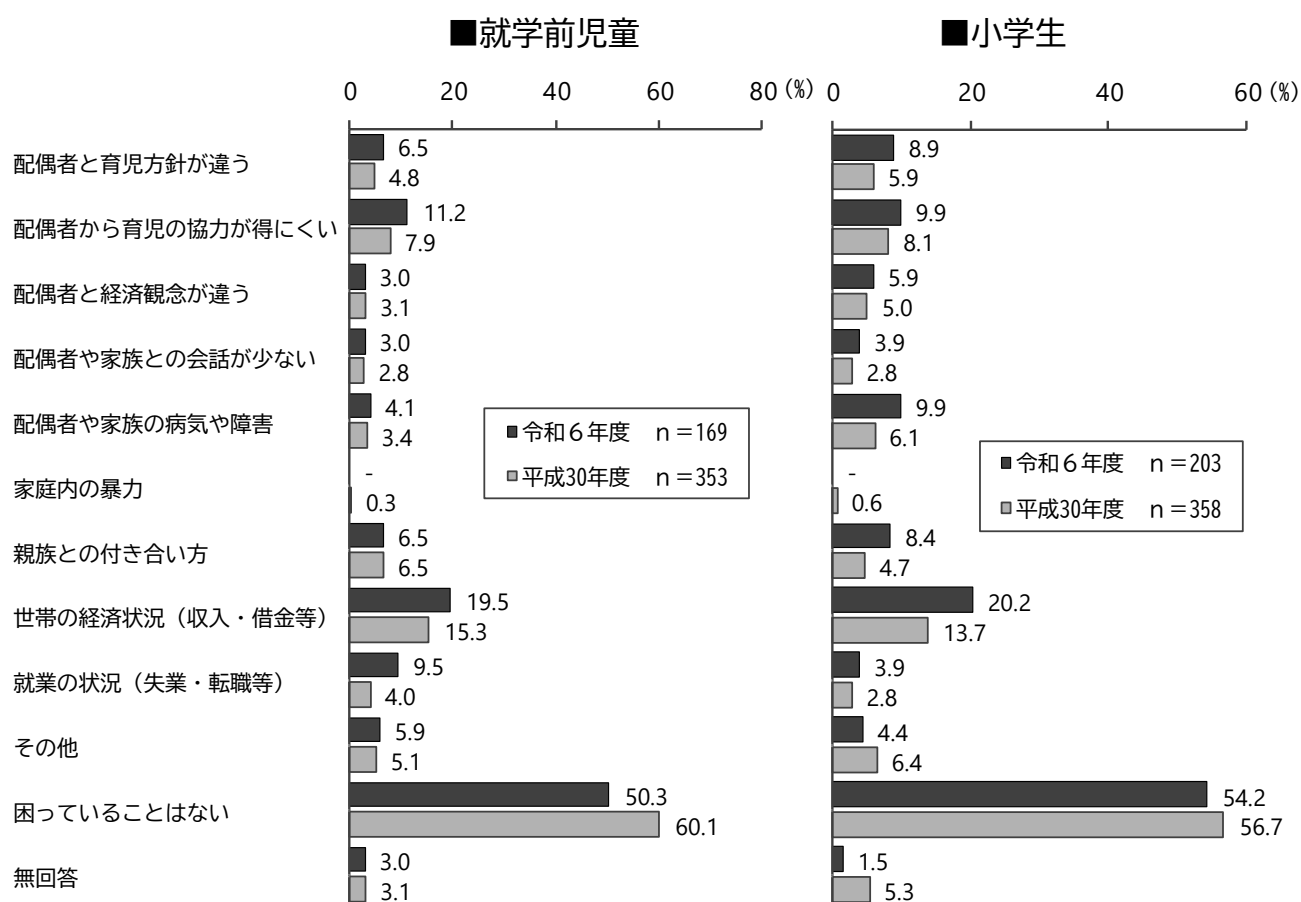
④現在困っていること

現在困っていることについて、「世帯の経済状況(収入・借金等)」が就学前児童 19.5%、小学生 20.2%と最も高くなっています。

次いで、就学前児童では「配偶者から育児の協力が得にくい」(11.2%)が高く、小学生では「配偶者から育児の協力が得にくい」「配偶者や家族の病気や障害」(9.9%)が高くなっています。

「困っていることはない」と回答した方は、就学前児童・小学生ともに全体の約半数となっています。

【現在困っていること】



⑤外遊びをしているか

外遊びをしているかについて、就学前児童では「ほぼ毎日している」が 40.8%と最も高く、次いで「週に2～3日はしている」(29.0%)、「週に4～5日はしている」(20.1%)となっています。

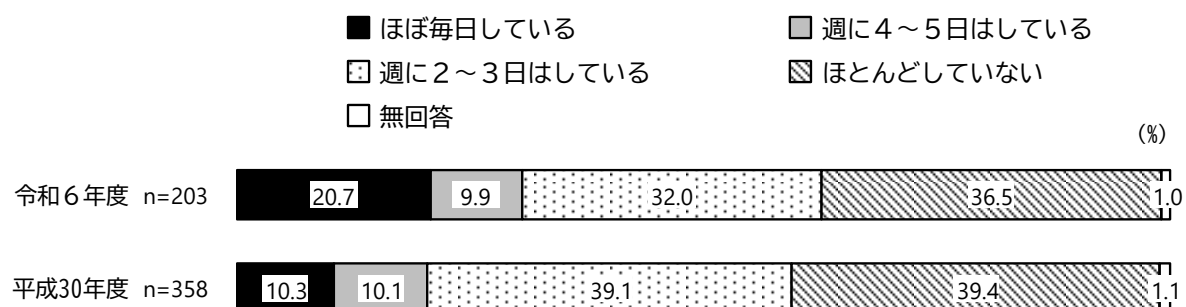
一方、小学生では「ほとんどしていない」が 36.5%と最も高く、次いで「週に2～3日はしている」(32.0%)、「ほぼ毎日している」(20.7%)となっています。

【外遊びをしているか】

■就学前児童



■小学生

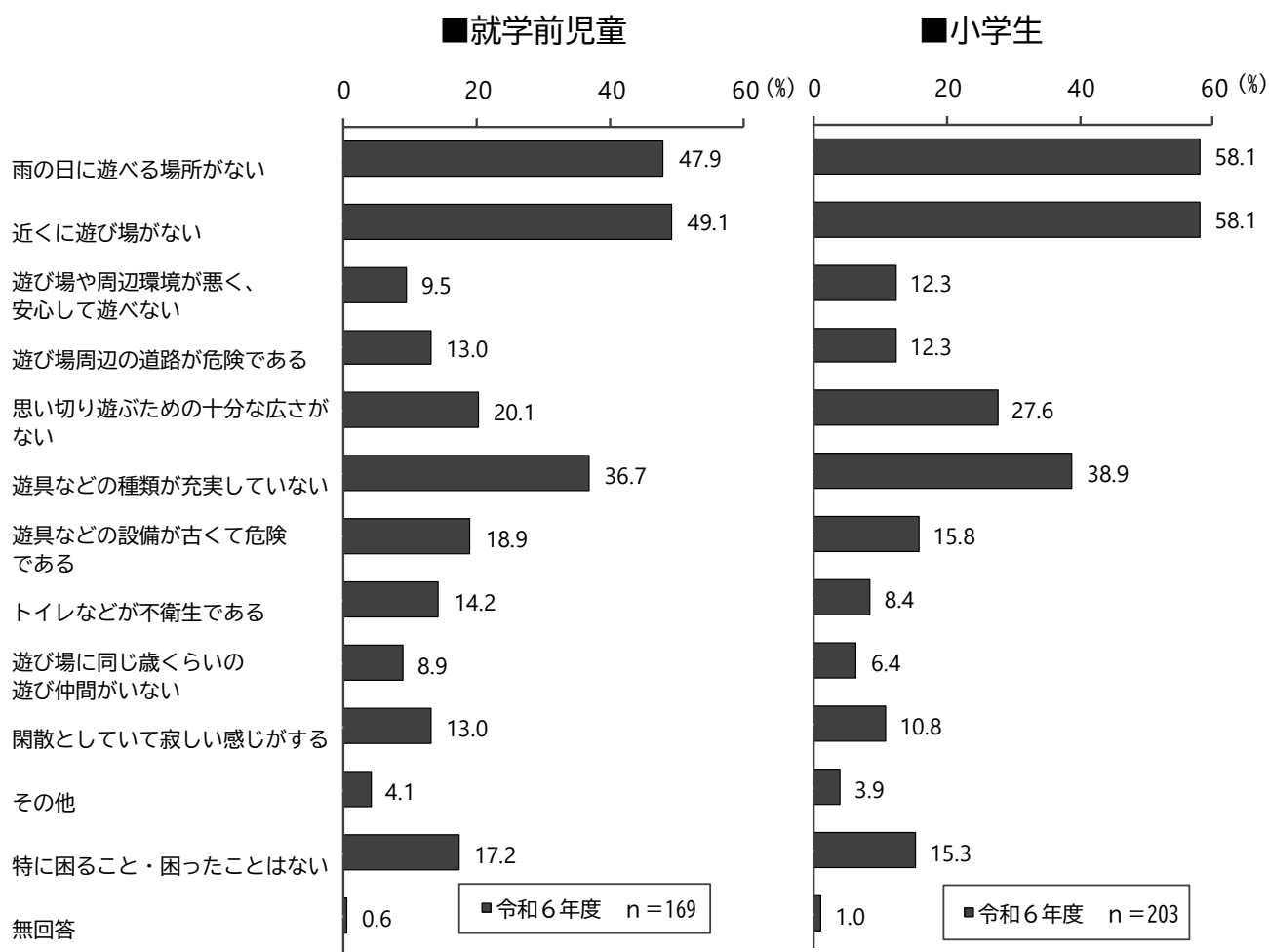


⑥遊び場で困ること

遊び場で困ることについて、就学前児童では「近くに遊び場がない」が 49.1%と最も高く、次いで「雨の日に遊べる場所がない」(47.9%)、「遊具などの種類が充実していない」(36.7%)となっています。

小学生では「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」が 58.1%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」(38.9%)となっています。

【遊び場で困ること】



⑦母親の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童 50.0%、小学生 55.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(就学前児童 17.9%、小学生 22.4%)となっています。

フルタイムまたはパート・アルバイト等で『就労している』と回答した方は、就学前児童で 81.0%、小学生で 83.1%となっています。

【母親の就労状況】

■就学前児童

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- ▨ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

令和6年度 n=168



■小学生

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- ▨ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

令和6年度 n=201



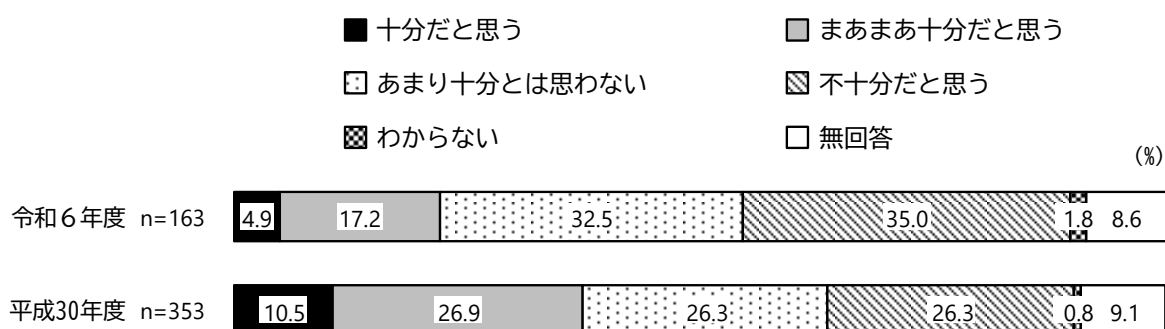
⑧父親が平日子どもと一緒に過ごす時間

父親が平日子どもと一緒に過ごす時間について、「あまり十分とは思わない」「不十分だと思う」を合わせた『十分とは思わない』と回答した方は、就学前児童で 67.5%、小学生で 56.4%となっています。

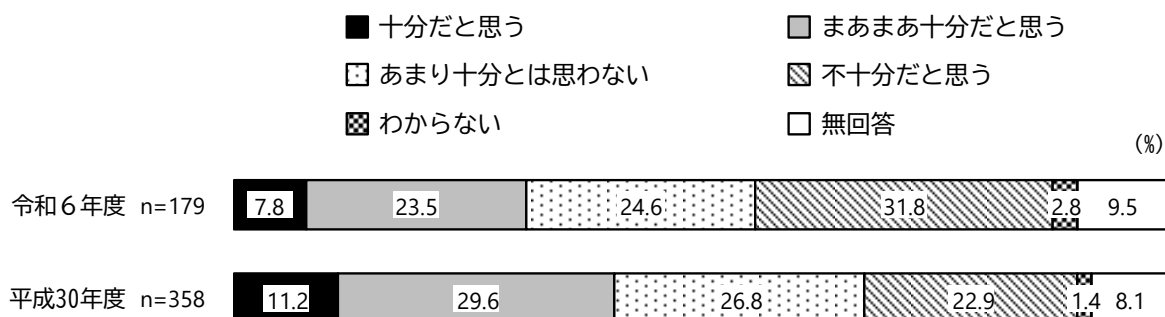
前回調査時と比較すると、『十分とは思わない』が就学前児童では 14.9 ポイント、小学生では 6.7 ポイント増加しています。

【父親が平日子どもと一緒に過ごす時間】

■就学前児童



■小学生

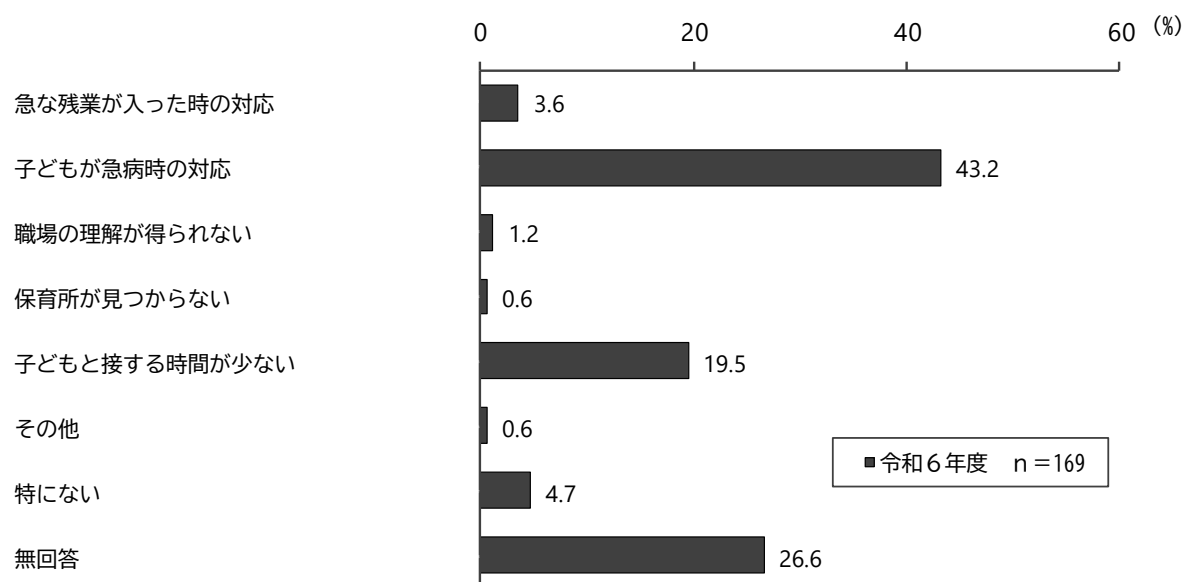


⑨仕事と子育ての両立で大変なこと

仕事と子育ての両立で大変なことについて、「子どもが急病時の対応」が 43.2%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(19.5%)となっています。

【仕事と子育ての両立で大変なこと】

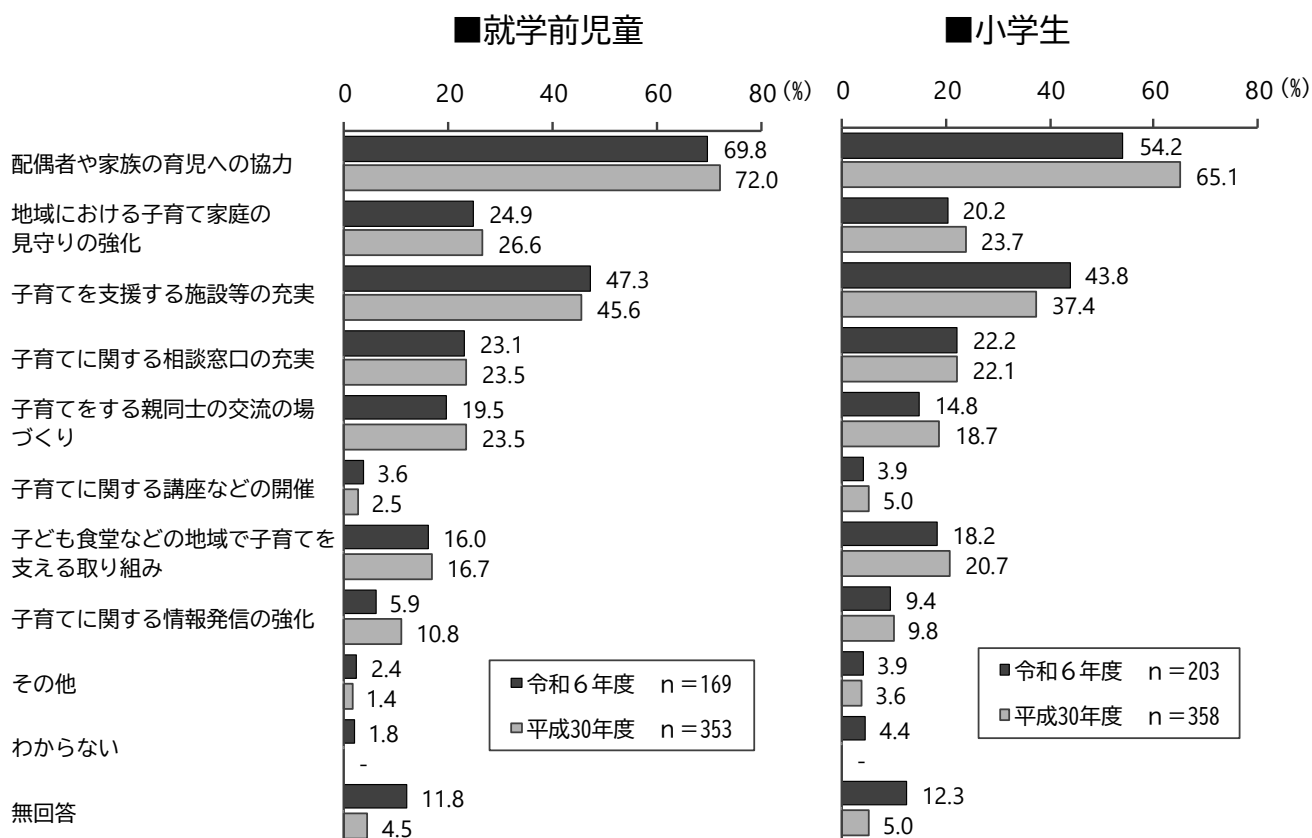
■就学前児童



⑩児童虐待等の防止のために効果的なこと

児童虐待等の防止のために効果的なことについて、「配偶者や家族の育児への協力」が就学前児童 69.8%、小学生 54.2%と最も高く、次いで「子育てを支援する施設等の充実」(就学前児童 47.3%、小学生 43.8%)となっています。

【児童虐待等の防止のために効果的なこと】

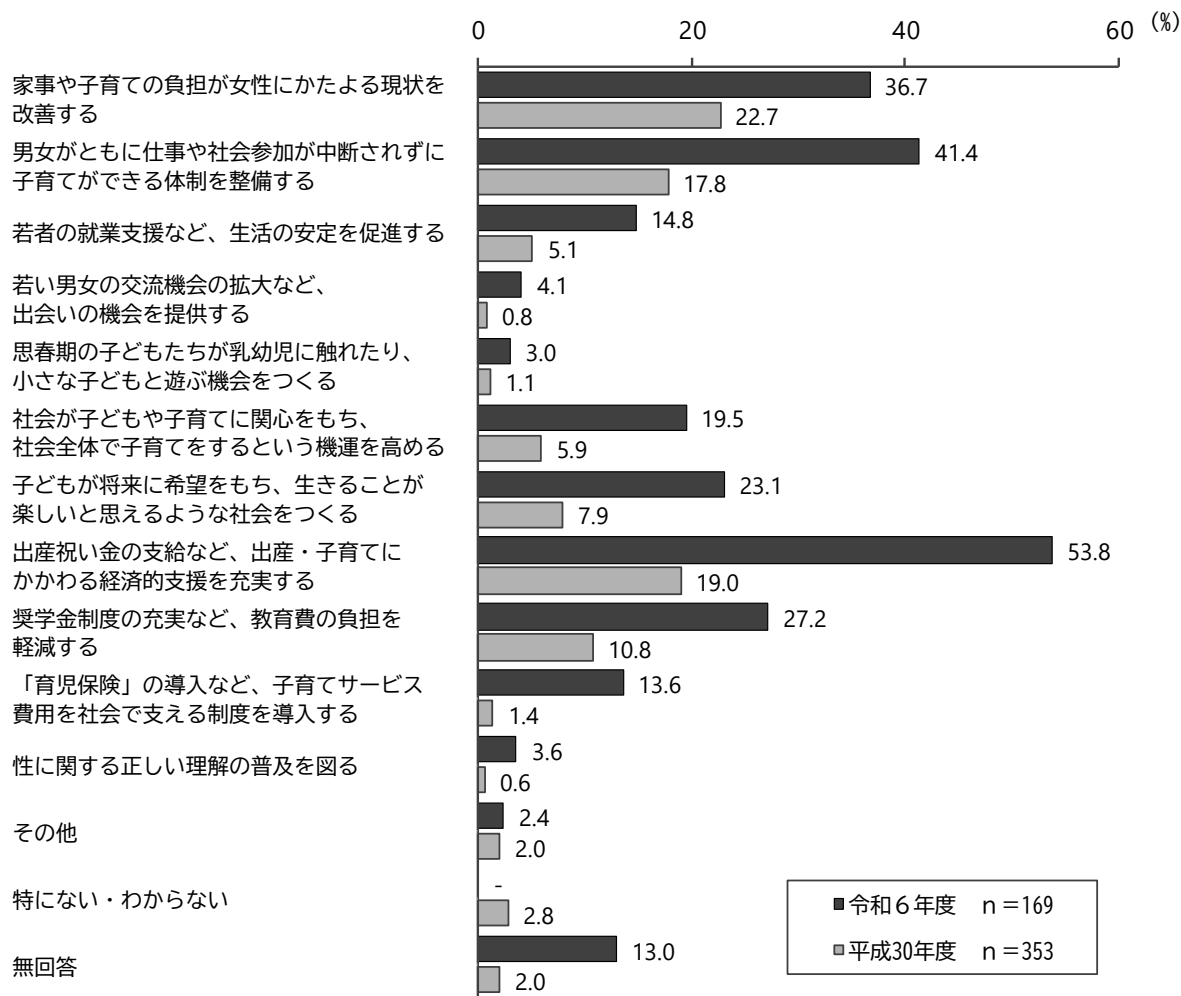


⑪少子化対策で重要なこと

少子化対策で重要なことについて、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が 53.8%と最も高く、次いで「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」(41.4%)、「家事や子育ての負担が女性にかたよる現状を改善する」(36.7%)となっています。

【少子化対策で重要なこと】

■就学前児童

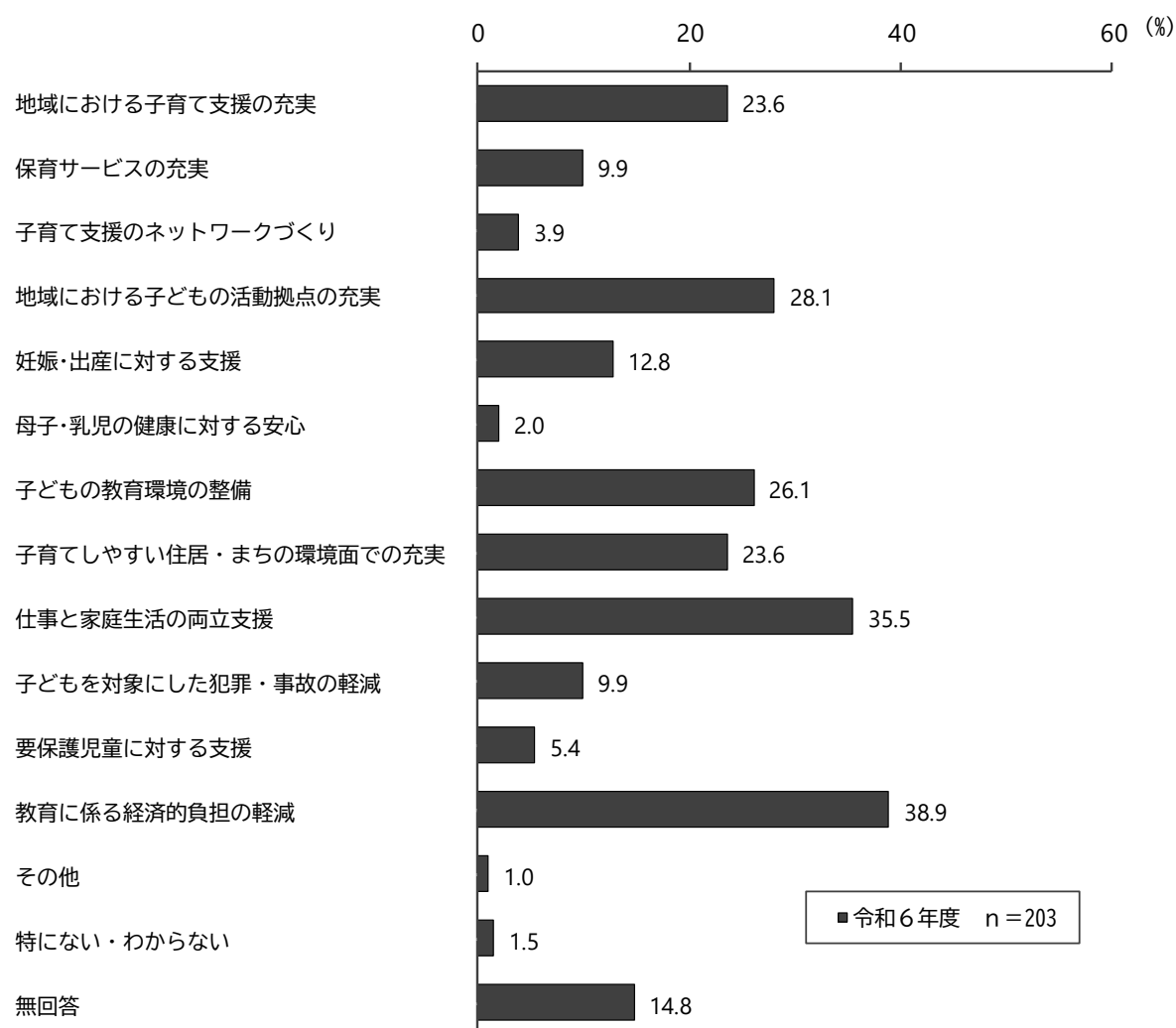


⑫子育て支援施策として今後重要なこと

子育て支援施策として今後重要なことについて、「教育に係る経済的負担の軽減」が38.9%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」(35.5%)、「地域における子どもの活動拠点の充実」(28.1%)となっています。

【子育て支援施策として今後重要なこと】

■小学生



⑬本村の「子育て支援・母子保健・教育」に対する満足度

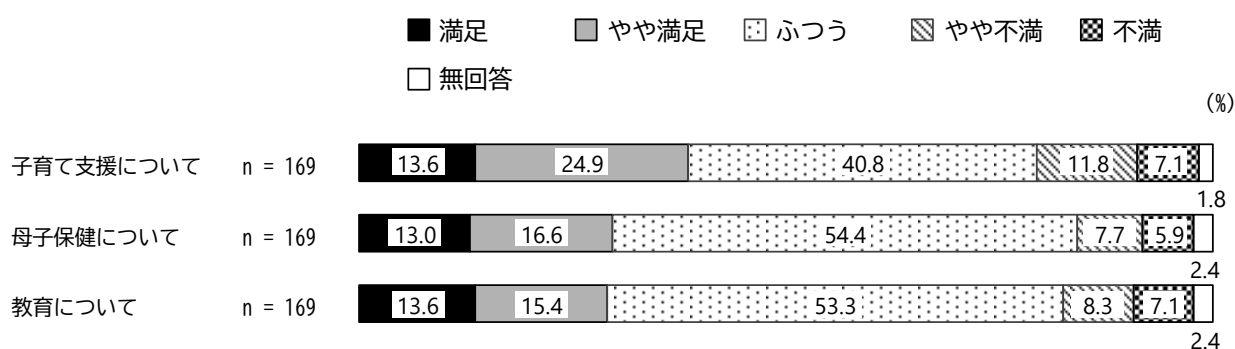
本村の「子育て支援・母子保健・教育」に対する満足度について、就学前児童では子育て支援について「満足」「やや満足」を合わせた『満足』と回答した方が 38.5%となっており、母子保健・教育について『満足』と回答した方は約3割となっています。

いずれについても、『満足』と回答した方は、「やや不満」「不満」を合わせた『不満』と回答した方より多くなっています。

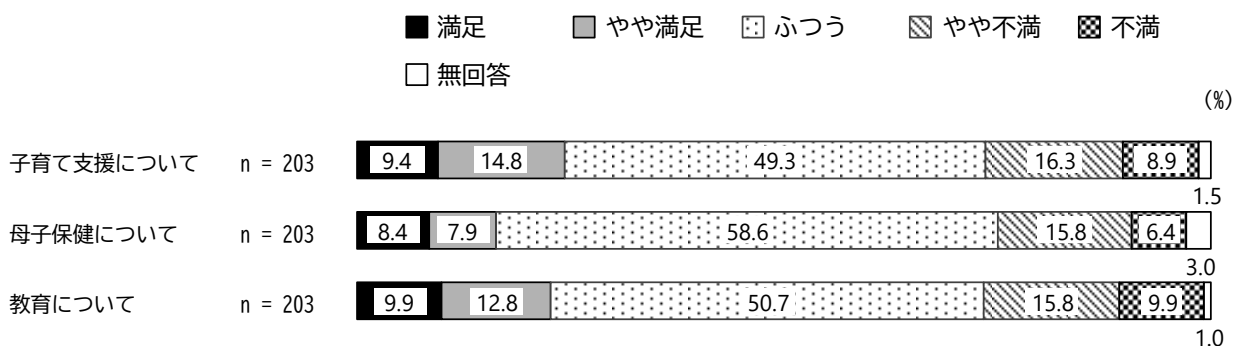
一方、小学生ではいずれについても『不満』と回答した方が2割以上となっており、『満足』と回答した方より多くなっています。

【本村の「子育て支援・母子保健・教育」に対する満足度】

■就学前児童



■小学生



4 第2期計画の進捗評価

第2期計画は、5つの基本目標と113事業により構成されており、「達成した事業」が33事業(29.2%)、「概ね達成した事業」が41事業(36.3%)、「あまり達成できていない事業」が16事業(14.2%)、「達成できていない事業」が8事業(7.1%)、「評価なし(未実施)の事業」が15事業(13.3%)という進捗評価になりました。

【第2期計画における施策の進捗評価】

施策名	事業数	達成した	概ね達成した	あまり達成できていない	達成できていない	評価なし(未実施)
計画全体	113	33	41	16	8	15
基本目標1 みんなで子どもを育てる大玉村	21	6	3	3	5	4
施策(1) 男女共同参画の促進	4	0	0	2	0	2
施策(2) 地域子育て力の向上	11	3	2	1	3	2
施策(3) 情報提供・相談の充実	6	3	1	0	2	0
基本目標2 仕事と子育てを両立できる大玉村	17	3	4	5	0	5
施策(1) 多様な保育サービス等の充実	12	3	4	3	0	2
施策(2) 放課後子ども総合プランの推進	1	0	0	1	0	0
施策(3) 子育てしやすい就労環境の充実	4	0	0	1	0	3
基本目標3 子育て家庭を支えられる大玉村	25	5	12	5	0	3
施策(1) 子どもの権利・意見の尊重	9	0	3	5	0	1
施策(2) 障がい児への支援の充実	9	3	6	0	0	0
施策(3) ひとり親家庭への支援の強化	4	0	3	0	0	1
施策(4) 効果的な経済的支援の推進	3	2	0	0	0	1
基本目標4 生きる力がはぐくまれる大玉村	36	19	13	3	0	1
施策(1) 健康づくりの促進	14	12	1	0	0	1
施策(2) 生きる力を育てる教育の推進	15	7	8	0	0	0
施策(3) 多様な体験活動の促進	7	0	4	3	0	0
基本目標5 子どもがのびのび育つ大玉村	14	0	9	0	3	2
施策(1) 子どもにやさしい生活環境の整備	6	0	3	0	3	0
施策(2) 遊べる場と交流機会の確保	8	0	6	0	0	2

5 大玉村の子ども・子育て支援の主な課題

(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実

本村の合計特殊出生率は、県下一の 1.49 となっており、小学生、中学生、高校生の人数も増加しています。一方で、就学前児童は減少傾向となっており、全国的な流れと同様に、少子高齢化に転じる可能性があります。

少子化対策においては、結婚・妊娠・出産の希望を叶えるための支援が必要であり、アンケート調査によると、出産・子育てにかかわる経済的支援の充実などが求められています。

また、不妊治療を受ける方への身体的・精神的・経済的な負担への配慮が必要となります。

本村では、結婚・妊娠・出産に係る支援として、新たな出会いを応援する事業や結婚に伴う新生活への支援、不妊治療費への一部助成、出産・子育て応援給付金などを実施しており、引き続き、子育て世代の希望の実現に向け、支援を行っていく必要があります。

(2) すべての妊産婦や子育て世帯等に対する切れ目ない相談支援

近年、核家族化の進行等により、親族から離れた場所で妊娠・出産することや、祖父母等による支援が受けられず、相談相手もいないことにより、妊産婦や子育て家庭が地域で孤立してしまう状態が問題となっています。

本村では、平成 30(2018)年4月に「子育てサポートセンターおおたま(子育て世代包括支援センター)」を設置し、産前・産後の相談支援や心身のケア等、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実に取り組んできました。令和4(2022)年の改正児童福祉法では、これまで子育て世代包括支援センターで行われてきた母子保健機能に加え、児童福祉機能を統合した機関として、「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めるよう求められています。

本村においても、こども家庭センターの設置に向けた検討を進めていくとともに、地域で孤立している家庭を必要な相談支援につなげることができるよう、引き続き、妊婦への健康相談や家庭訪問等の機会を活用しながら、切れ目のない相談支援を行っていく必要があります。

（３）仕事と子育ての両立

共働き家庭が増加し、核家族化が進行する中、仕事と子育ての両立を実現するうえでは、子どもを安心して預けられる保育サービスが重要であり、就学前児童数が減少している一方で、利用ニーズは高まることが予想されます。

アンケート調査によると、仕事と子育ての両立で大変なこととして、子どもが急病時の対応が多く挙げられており、近くに親等の支援者がいない家庭でも、いざという時に頼る先として、病児保育等が求められています。

本村では、社会資源の少なさがあり、多様な保育ニーズへの対応が困難な状況もありますが、広域連携によるサービスの提供や村外保育施設利用者への交付金の交付、在宅で子育てを行う家庭への応援奨励金等、仕事と子育ての両立に向けた支援に努めています。

引き続き、村内の教育・保育施設や村内外の関係機関、広域での連携を推進しながら、子育て家庭が安心して子育てができる環境整備に取り組む必要があります。

（４）家庭の子育て力の強化

子育ての基本は家庭であり、家庭での保護者と子どもの関わりは、その成長に大きな影響を及ぼすと考えられます。全国的にも核家族化が進行する中で、父母が協力して子育てに関わることが家庭の子育て力の強化において、重要になると考えられます。

アンケート調査によると、第2期計画策定時点に比べ、夫婦で協力しながら、子育てを行う家庭が増えておりますが、依然として、家事や子育ての負担が女性にかたよる現状の改善が求められています。また、児童虐待等の防止のために効果的なこととして、「配偶者や家族の育児への協力」が最も多く挙げられています。

家庭の子育て力を強化するためには、男性や祖父母の育児参加・協力が必要であるため、「パパのための育児ガイド」や「祖父母手帳」の交付等により、夫婦や家族で協力しながら、子育てをしていく環境づくりに取り組む必要があります。

（５）家庭・学校・地域の連携による教育の推進

子どもたちが、生まれ育った地域で、豊かな人間性を形成しながら、健やかに成長するためには、地域の方々をはじめ、他者との交流が必要です。

本村では、「地域とともに歩む学校づくり」を推進しており、おおたま学園コミュニティ・スクールや地域学校協働活動事業など、学校と保護者、地域との絆を大切にしながら、地域ぐるみで、子どもたちの健やかな成長を支えていく取り組みを行っています。

また、「友好の翼 大玉村海外交流事業」など、海外との交流事業を展開し、多文化理解、学習意欲の向上など、他者との交流による人格形成・自己成長につながる取り組みを推進しています。

こうした取り組みは、子どもたちの豊かな人間性の形成につながるだけでなく、郷土への誇りや愛着、他者を思いやる優しさ、豊かな感性や個性が育まれる取り組みであるため、引き続き、各家庭・学校・地域等と連携を図りながら、子どもたちの成長を支える取り組みを行っていく必要があります。

(6) 子どもの権利の尊重・児童虐待の防止

近年、児童虐待など、子どもを取り巻く深刻な課題が顕在化しており、国においても制度改正を進めるなど、子どもの権利を守るための、多様な取り組みが進められています。

本村では、人権フォーラムの開催や人権作文コンテストなど、人権の尊重に関する取り組みを推進しているほか、児童相談所や教育・保育施設をはじめ、様々な関係機関と情報共有・連携を図りながら、児童虐待の予防、早期発見・早期支援に努めています。

子どもの人権が守られ、心身の健やかな成長と安全を保障し、子どもがのびのびと明るく元気に育つことができるよう、引き続き、関係機関との連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

(7) 子どもの居場所づくり

共働き家庭の増加や核家族化の進行により、子どもが安全・安心に過ごせる居場所が必要となっています。

本村では、大玉村総合福祉センターさくら内で、おおたま子どもクラブを設置し、放課後の居場所づくりを推進していますが、年々、利用希望者は増加している状況です。

また、玉井地区・大山地区において、子ども教室を実施していますが、継続にあたってはボランティアの確保が課題となっています。

ボランティアの確保にあたっては、広報紙やホームページで募集を行うなどの対策を実施しており、子どもの新たな居場所づくりにあたっては、令和5年3月に「(仮称)大玉村子育て支援センター基本構想」を策定し、子どもたちのための空間づくりを計画しています。

引き続き、おおたま子どもクラブや子ども教室を活用しながら、子どもの居場所づくりを推進するとともに、「(仮称)大玉村子育て支援センター」の設置に向けて、国・県の補助事業など、財源の確保を行い、早期の建設実現に向け、取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「大玉村子ども・子育て支援事業計画」の第3期の計画であり、これまでの計画の取り組みをさらに発展させる後継的な計画であることから、その基本理念については踏襲することとし、本村における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

大玉の子どもたちの、
あふれる笑顔と輝く未来

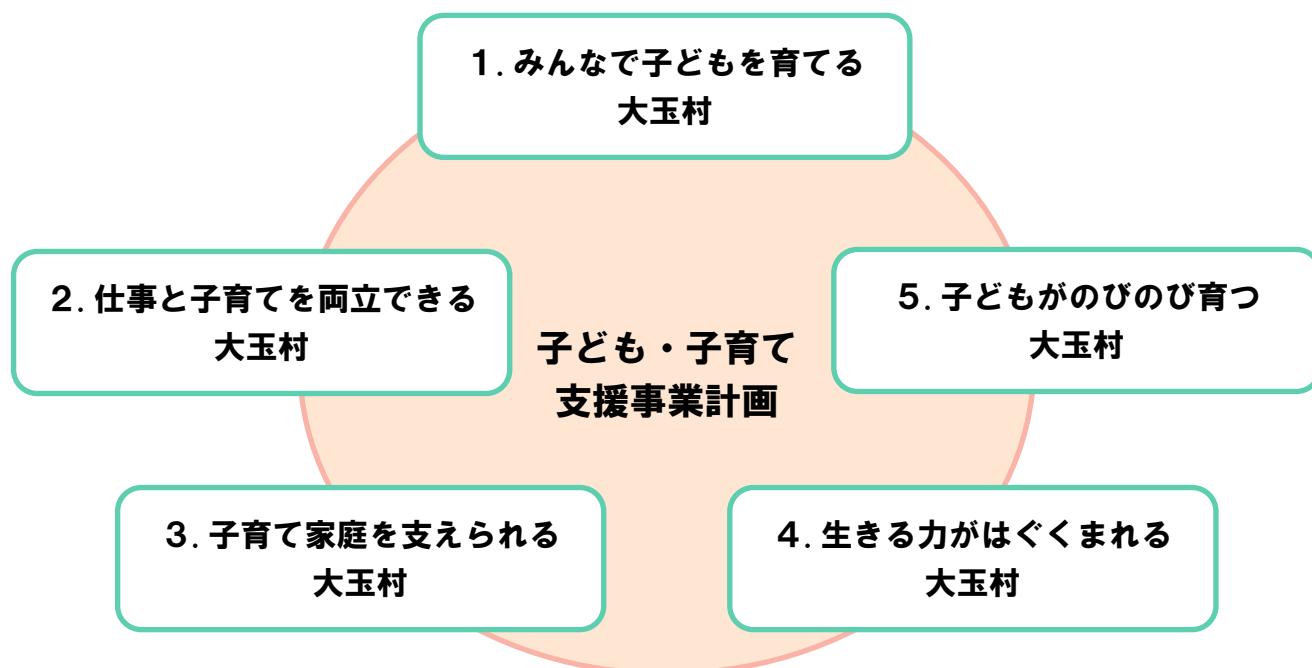
この計画は、子どもたちが健やかに生まれ育ち夢を育むことをめざすものです。

全国的に少子高齢化が進行している中、子どもにとって住みやすく、安心して子育てができる村となるよう、家庭はもちろん、地域、企業、学校、行政などがつながりを深め、地域社会全体で子育て・子育てを支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできる村づくりを推進していくことが重要であると考えます。

地域とのつながりで育まれた元気な「大玉村の子どもたち」の歓声が響き、笑顔が輝き、子育て家庭とそれを見守り支援する住民の笑顔があふれる「大玉村」の創造に向けた地域づくりに取り組みます。

2 基本目標

「未来の大玉っ子たち」が「あふれる笑顔で輝く」ために、第2期計画からの基本目標を継承し、次の5つの基本目標を掲げます。



基本目標1 みんなで子どもを育てる大玉村

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての方が安心して豊かな子育てができるよう、家庭ではみなが子育てに参画し、地域では、誰もが子どもや子育てをしている家庭を見守り支える、いわば地域全体ですべての子どもと子育て家庭を支援していく仕組みが整っている村をめざします。

また、子育て中の親同士や子ども同士がいつも交流し、子育てに関する情報がいつでも必要な時に手に入り、子育てに悩んだ時は相談する場があり、子育てをする保護者が孤立することなく子育てできる村を目指し、若者が将来この村で子どもを生み育てたいと思えるような、次世代につながる子育ての村をめざします。

基本目標 2 仕事と子育てを両立できる大玉村

多様なライフスタイルに対応したきめ細かな保育サービスにより、親の負担が少なく安心して働くことができる、また、勤め先や地域、家庭で子育てに対する理解や協力が得られる村をめざします。

基本目標 3 子育て家庭を支えられる大玉村

障がいの有無や、ひとり親家庭など子育て環境に左右されることなく、子育てにかかる経済的な負担を軽減し、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、あらゆる側面から子育て家庭を支えられる村をめざします。

また、子どもたちの権利や意見を最大限に尊重し、村づくりに積極的に取り入れ、生き生きとした子どもたちであふれる村をめざします。

基本目標 4 生きる力がはぐくまれる大玉村

結婚・妊娠・出産を希望する方が1人でも多く希望を叶えることができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や経済的な支援の充実に努めます。生まれた子どもと親が健康面で困ることなく生活でき、みな、郷土への誇りや他人を思いやる優しさを持ち、感性や個性が育まれ、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもつ村をめざします。

そのために、「おおたま学園」による幼・小・中の一貫的教育の「縦軸の広がり」と、「コミュニティ・スクール」「地域学校協働活動」による学校・家庭・地域の「横軸の広がり」により、地域全体で子どもの教育に取り組む村をめざします。

基本目標 5 子どもがのびのび育つ大玉村

防犯や交通安全をはじめ、子どもの生活環境における様々な安全対策に取り組み、子どもも保護者も安心・安全に暮らせる村をめざします。

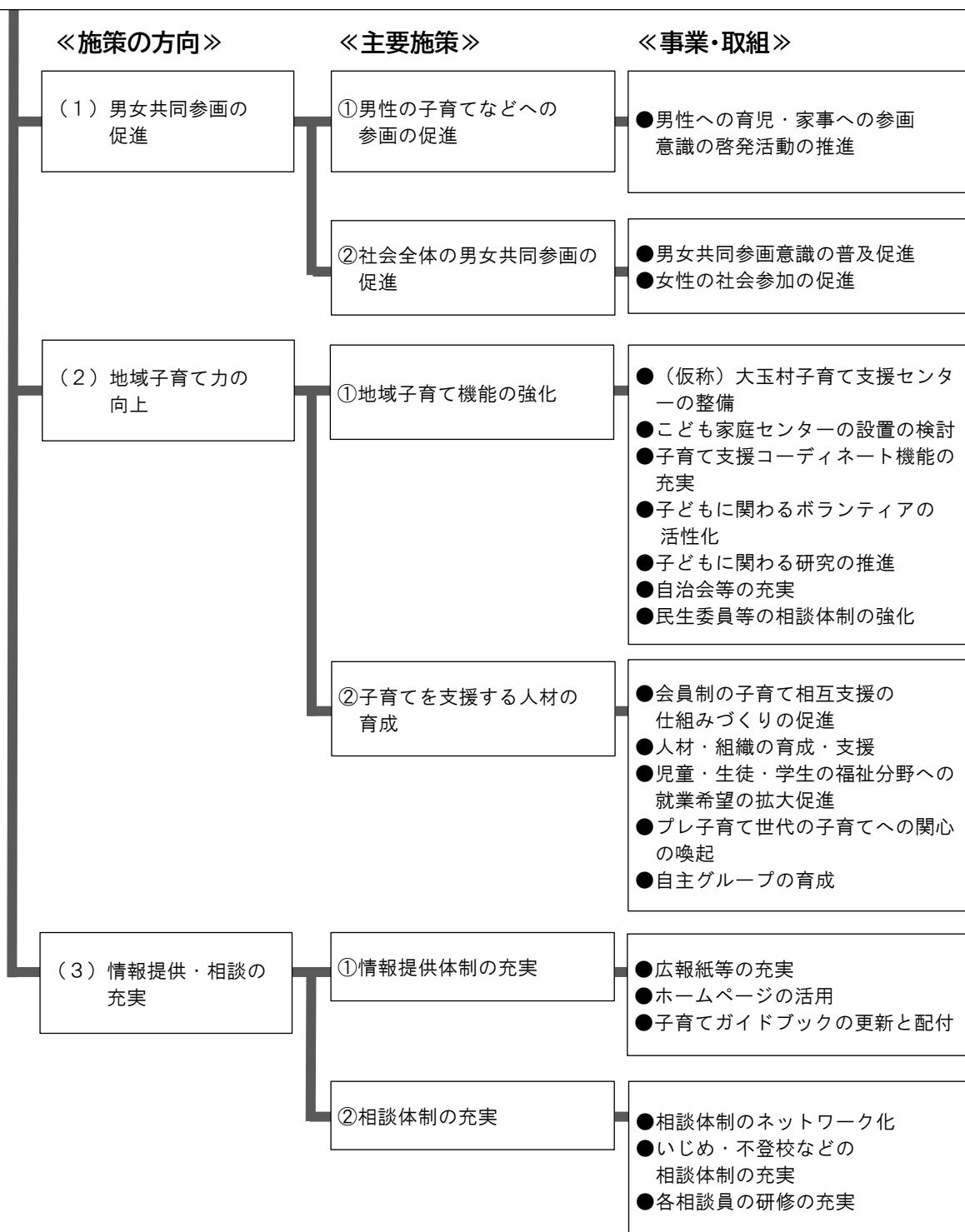
また、恵まれた自然の中で、子どもたちが自由な遊びを創造し、多様な体験を経験しながら、のびのび育つ村をめざします。

3 施策の体系

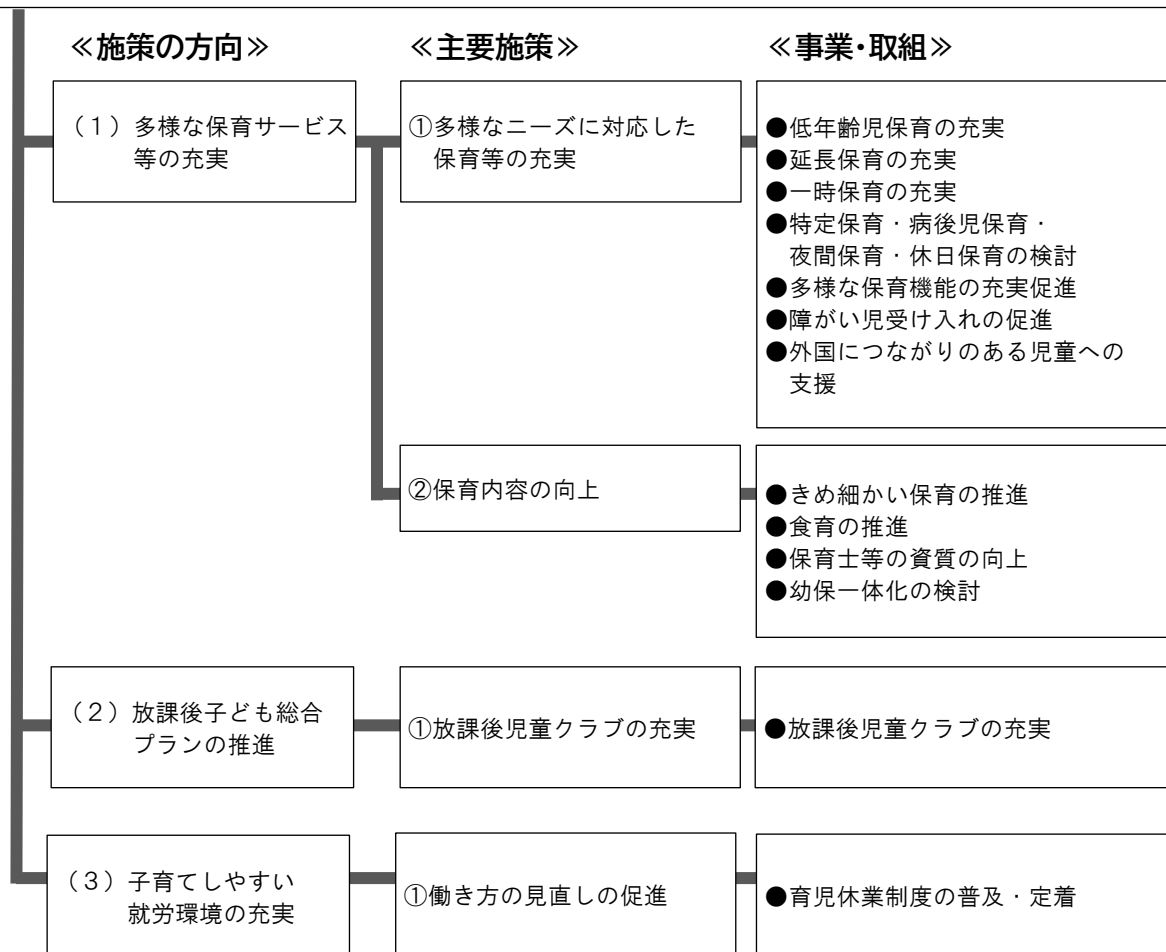
《基本理念》

大玉の子どもたちの、あふれる笑顔と輝く未来

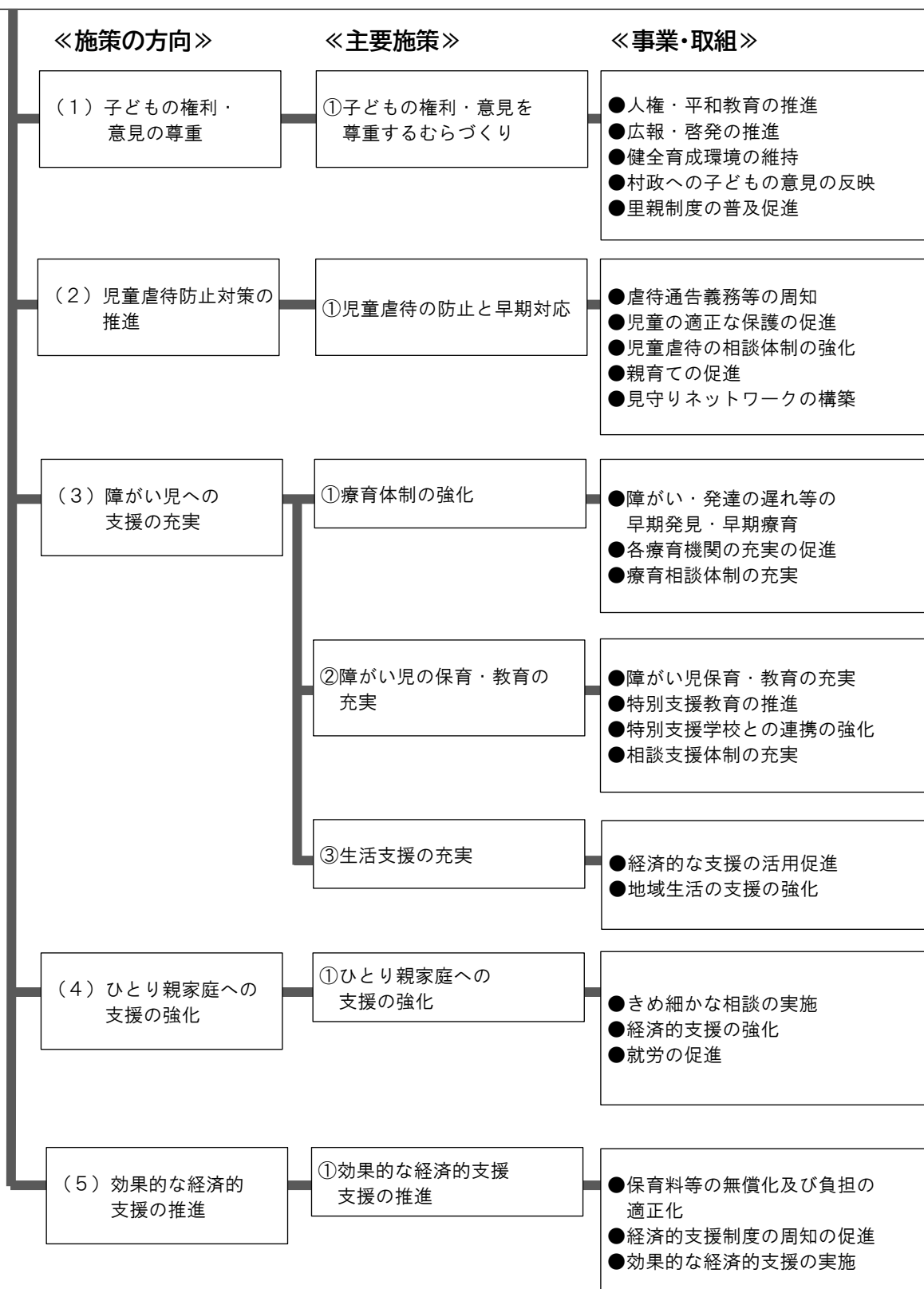
基本目標 1 みんなで子どもを育てる大玉村



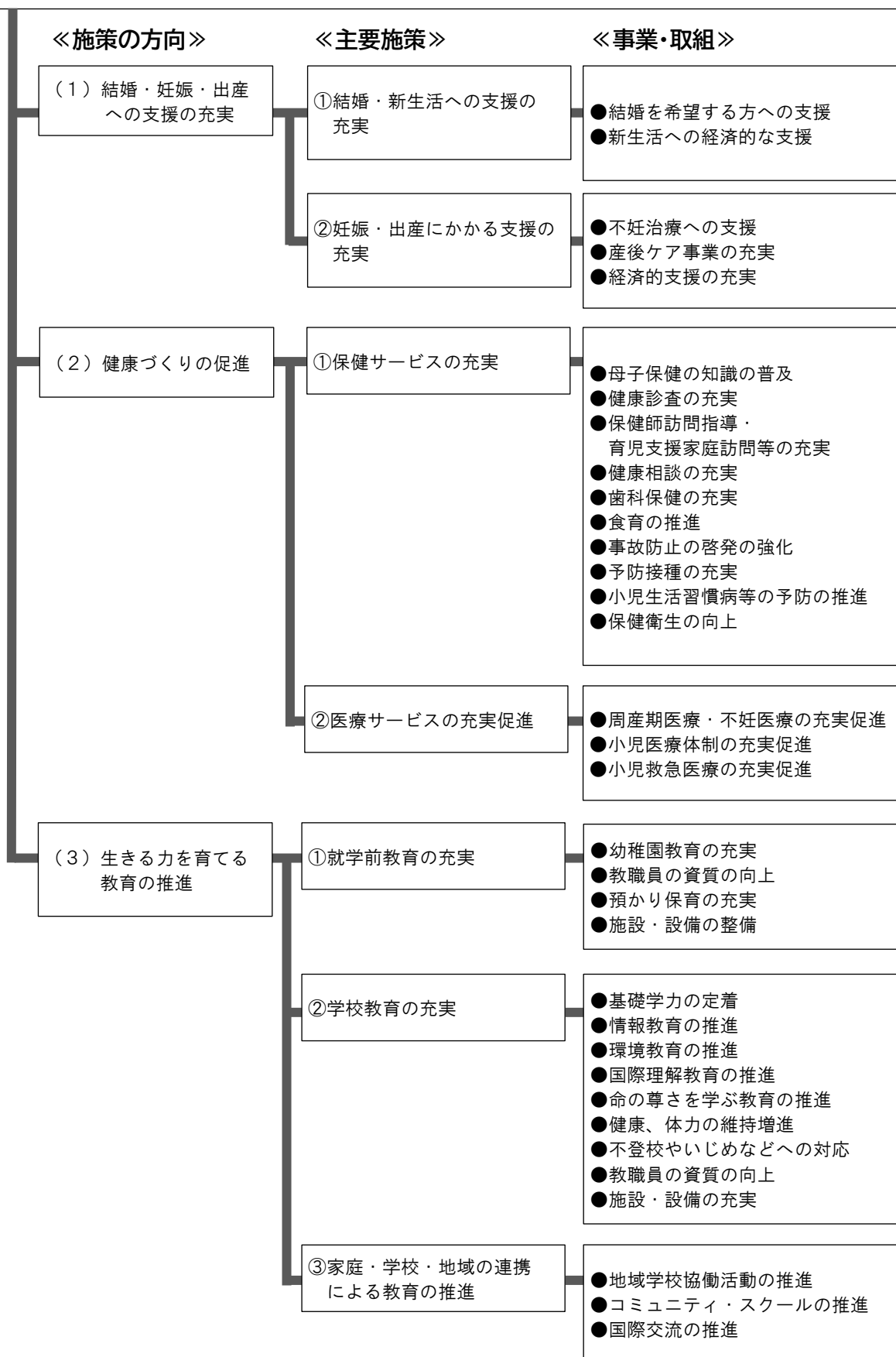
基本目標２ 仕事と子育てを両立できる大玉村



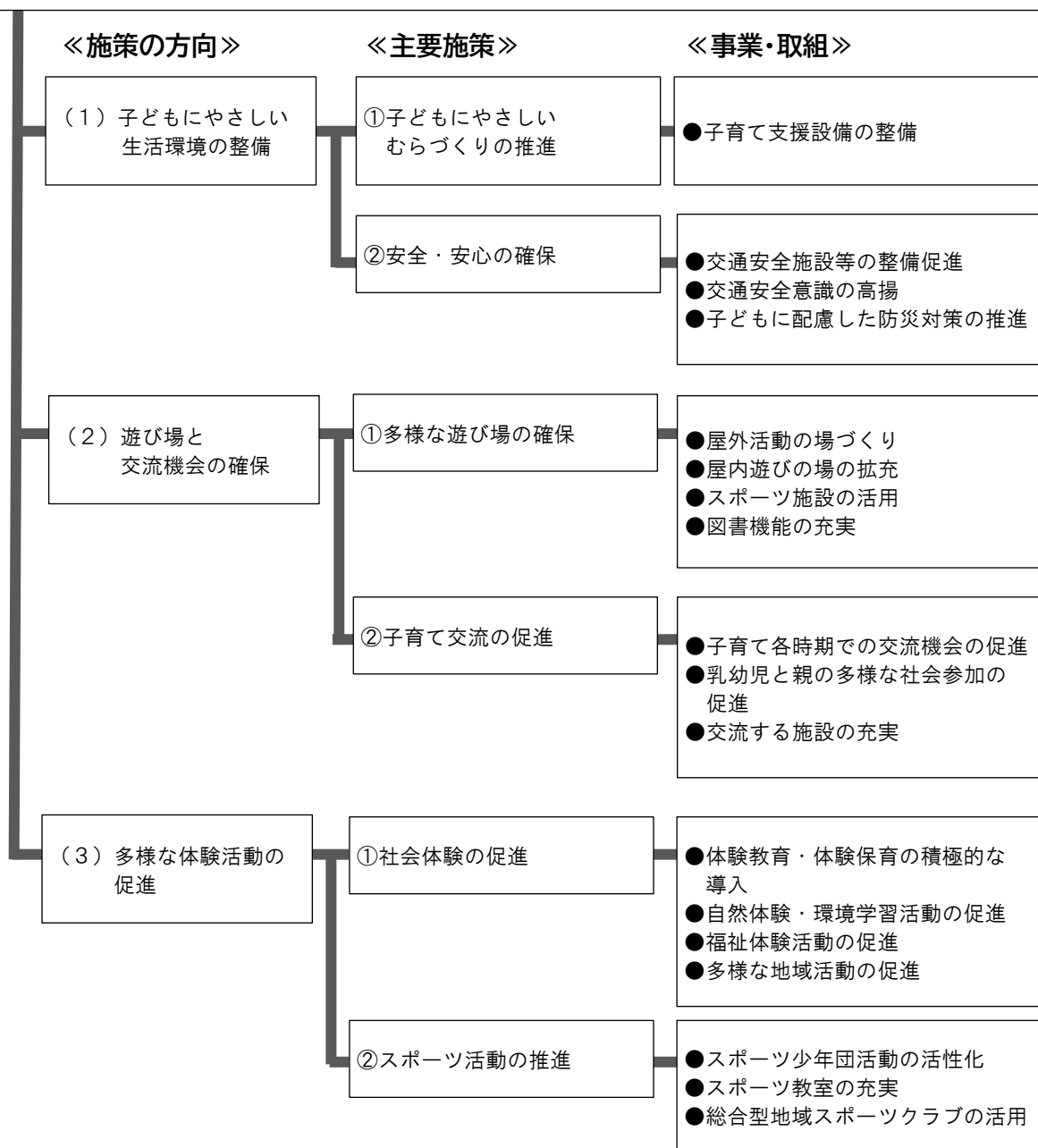
基本目標3 子育て家庭を支えられる大玉村



基本目標4 生きる力がはぐくまれる大玉村



基本目標5 子どもがのびのび育つ大玉村



第4章 基本施策

基本目標 1 みんなで子どもを育てる大玉村

(1) 男女共同参画の促進

【施策目標】

育児等に関する学習機会の提供に努め、啓発活動を行い、男性の子育てなどへの参画と、地域全体の男女共同参画を促します。

【主要施策】

① 男性の子育てなどへの参画の促進

事業名	具体的な取り組み
男性への育児・家事への参画意識の啓発活動の推進	各種広報などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに育児や家事の具体的な方法について、保健指導や生涯学習講座などを活用して男性が学習することを促進します。また、子どもに関わる地域活動への男性の参画を促進します。

② 社会全体の男女共同参画の促進

事業名	具体的な取り組み
男女共同参画意識の普及促進	保育・教育施設での男女平等教育や共生のつどいなど、多様な媒体・機会を通じて、男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さ等、男女共同参画の考え方の普及を図ります。
女性の社会参加の促進	仕事や生涯学習、趣味などに女性が参加しやすい環境づくりに努め、育児・家事・介護などへの女性の負担解消を図ります。

(2) 地域子育て力の向上

【施策目標】

住民の子育てへの関心の喚起や、子育てに関わる活動の促進、子どもたちを支える人材や組織の育成などを通して、地域全体の子育て力の向上を図ります。

【主要施策】

① 地域子育て機能の強化

事業名	具体的な取り組み
(仮称)大玉村子育て支援センターの整備	令和5(2023)年3月に策定した「(仮称)大玉村子育て支援センター基本構想」に基づき、子どもたちのための空間づくりを計画しています。国・県の補助事業など、財源の確保を行い、早期の建設実現に向けて取り組み、子どもの新たな居場所づくりに努めます。
こども家庭センターの設置の検討	妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実を図るため、母子保健と児童福祉の機能を統合した機関として、こども家庭センターの設置を検討します。
子育て支援コーディネート機能の充実	専門職(保健師)を配置した子育て世代包括支援センターを中心に子育て支援コーディネート機能を拡充し、関係機関、ボランティアなどと密に連絡調整を図りながら、子育て支援を必要とする住民とサービスや支援とを適切に結びつけるよう努めます。
子どもに関わるボランティアの活性化	村、教育委員会、社会福祉協議会ボランティアセンターが連携しながら、ボランティア体験の促進、サークル・NPO等の育成、イベントの実施促進などを通じて、子どもに関わるボランティア活動の活性化に努めます。
子どもに関わる研究の推進	県や大学などの研究機関、医療機関などと連携しながら、子どもや子育てなどに関する調査・研究を進め、成果を地域への還元に努めます。
自治会等の充実	地域の地縁による結びつきを強化し「おおたまっ子見守り隊」を中心に子どもの見守り体制を維持します。
民生委員等の相談体制の強化	住民が民生児童委員や主任児童委員に相談をしやすい関係を持てるよう、資質向上や、地域への積極的な関わりを促進します。

② 子育てを支援する人材の育成

事業名	具体的な取り組み
会員制の子育て相互支援の仕組みづくりの促進	急な残業等による保育所の送迎や、子どもの病気等の緊急時の保育など、様々な保育ニーズに対応するために、会員組織による育児の相互援助の仕組みづくりの実現をめざします。
人材・組織の育成・支援	地域で子どもを支える主要な担い手として、子ども会やスポーツ少年団、各種ボランティア団体等のリーダーの育成に努めるとともに、情報発信を支援、活動への参加者の確保を図ります。また、NPO法人格の取得など、子育て支援や地域福祉に関する組織力の強化を促進します。
児童・生徒・学生の福祉分野への就業希望の拡大促進	明日の子育てを支援する人材の発掘につながる児童・生徒・学生に対して、ボランティア活動への参加の拡大など福祉教育を推進します。また、子どもに携わる進路を希望する生徒・学生に対して、関係機関が連携しながら、適切な相談・指導を図ります。
プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起	10代、20代などプレ子育て世代※の子育てへの関心の喚起を図るため、性や生※、子育てについて学習する機会や場の提供に努めます。
自主グループの育成	親同士の交流、育児不安の解消の場を親が主体的に作っていくことにより、よりよい親子関係が保たれるよう支援講座の充実などにより、子育て自主グループの育成を図ります。

※プレ子育て世代

将来、子どもを持つ可能性のある世代のことを指しています。

※性や生

性教育や命の大切さなどを指しています。

(3) 情報提供・相談の充実

【施策目標】

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供・相談体制づくりに努め、悩みや不安の軽減、解消を図ります。

【主要施策】

① 情報提供体制の充実

事業名	具体的な取り組み
広報紙等の充実	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般住民への積極的な情報提供により、住民と子どもとの交流活動への参加を促進するため、子どもに関する情報の掲載を強化します。
ホームページの活用	子育て支援制度など、子育て支援に関する情報の充実を図ります。また、新しい情報に随時更新するよう努めます。さらに、携帯電話に対応するモバイルサイトの充実も図ります。
子育てガイドブックの更新と配付	出生や転入者など、子育て中の保護者に配付している、子育てに関わる情報を紹介した「大玉村子育て応援の手引き」について、新しい情報に随時更新し配付します。また、「子育てにやさしい村」であることを村内外にアピールし定住促進に努めます。

② 相談体制の充実

事業名	具体的な取り組み
相談体制のネットワーク化	保健センター、保育所、幼稚園、小・中学校、社会福祉協議会では、子どもや子育てに関わる相談に一番身近な窓口として、適切な相談の実施に努めます。担当分野の専門性を強化するとともに、プライバシーを侵害しない範囲で、各機関が情報の引き継ぎを的確に行い、相談体制の強化につなげます。
いじめ・不登校などの相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーを中心に、保育所、幼稚園、小・中学校など子どもが通園・通学するあらゆる機関や、子ども会・スポーツ少年団などあらゆる任意団体と、日常からの連絡を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。
各相談員の研修の充実	相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、担当者の研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

基本目標 2 仕事と子育てを両立できる大玉村

(1) 多様な保育サービス等の充実

【施策目標】

保護者の仕事と子育ての両立に向けて、多様な保育ニーズ等に対応したきめ細かいサービスの提供と質の向上に努めます。

【主要施策】

① 多様なニーズに対応した保育等の充実

事業名	具体的な取り組み
低年齢児保育の充実	0歳児は、育児休業からの復帰に伴い、年度途中での利用希望者が見込まれ、待機児童の発生が懸念されます。今後、保育施設と協議を重ねながら、0歳児の受け入れ数の拡大について、検討を図ります。
延長保育の充実	延長保育は当面は現行通り、平日・土曜とも7時から19時まで実施します。ニーズの動向をみながら、将来的には更なる時間延長を検討します。
一時保育の充実	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に保育所で児童を預かる制度である一時保育について、利用者のニーズを踏まえた内容の充実に努めます。
特定保育・病後児保育・夜間保育・休日保育の検討	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの高まりが予想されるため、特定保育や病後児保育、夜間保育、休日保育の実施について、広域での実施も含め将来的な検討を進めます。
多様な保育機能の充実促進	社会福祉協議会等と連携しながら、保育グループやファミリー・サポート・センターなど、住民参加型の保育サービスの充実に努めます。
障がい児受け入れの促進	発達障がい児等の発見に努めるとともに、障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れに努めます。
外国につながるのある児童への支援	言葉や習慣の違いのある外国につながるのある児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。

② 保育内容の向上

事業名	具体的な取り組み
きめ細かい保育の推進	一人ひとりの発達状況や個性に応じた多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供します。また、近隣の高齢者など地域住民との交流など、開かれた保育所づくりを促進します。
食育の推進	アレルギー対応に留意しつつ、ふるさとの食材、旬の食材を活用した食育を推進します。
保育士等の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育士等の資質の向上を図ります。
幼保一体化の検討	国の幼保一体化の動きに対応し、今後必要に応じて幼保一体化のあり方について検討します。

(2) 放課後子ども総合プランの推進

【施策目標】

共働き家庭等の「小 1 の壁※」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども総合プランを推進します。

【主要施策】

① 放課後児童クラブの充実

事業名	具体的な取り組み
放課後児童クラブの充実	ニーズに応じたサービス内容の充実に努めるとともに、地域住民との交流、体験活動の充実など多様な展開を図ります。 また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後子ども教室等の一体的または連携した取組についても検討します。

※「小1の壁」

子どもが保育園に通っていたときには、延長保育などによってできていた仕事と子育ての両立が、小学校に通い始めた途端に難しくなることをいいます。

(3) 子育てしやすい就労環境の充実

【施策目標】

子育て中の保護者が、子育てと仕事が両立できるよう、有給休暇制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮、フレックスタイム制度の導入など、働き方の見直しについて事業者や住民へ啓発します。また、出産や育児などにより退職した女性の再就職の支援など雇用環境の整備を促進します。

【主要施策】

① 働き方の見直しの促進

事業名	具体的な取り組み
育児休業制度の普及・定着	広報など様々な媒体を活用して、住民に対して育児休業制度の周知を図るとともに、村内事業所等に対して同制度の就業規則での規定について啓発します。

基本目標 3 子育て家庭を支えられる大玉村

(1) 子どもの権利・意見の尊重

【施策目標】

子どもの権利や意見を最大限尊重し、村政に反映させるように努め、子どもたちの村について考える姿勢を養います。

【主要施策】

① 子どもの権利・意見を尊重するむらづくり

事業名	具体的な取り組み
人権・平和教育の推進	他人の痛みを理解し、あらゆる人権を尊重する心を持った子どもの育成を目指して、人権教育を推進します。また、広島平和記念式典へ児童・生徒の代表を派遣するなど平和教育を推進します。
広報・啓発の推進	「児童の権利に関する条約」「おおたま子ども憲章」に基づいた、子どもの権利が尊重されるむらづくりをめざして、媒体・機会をとらえ広報・啓発を図ります。
健全育成環境の維持	家庭、学校、地域、関係機関等の連携を強め、図書環境や健全な娯楽施設等、社会環境の適正化に努めます。
村政への子どもの意見の反映	子どもワークショップの開催等、子どもの意見を聞く機会や場づくりに努めます。
里親制度の普及促進	児童相談所や乳児院・児童養護施設などと連携しながら、児童の適切な保護と健全育成に寄与する里親制度の普及を促進します。

(2) 児童虐待防止対策の推進

【施策目標】

児童虐待の防止について、社会全体で取り組み、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

【主要施策】

① 児童虐待の防止と早期対応

事業名	具体的な取り組み
虐待通告義務等の周知	虐待発見者の通告義務や体罰によらない子育ての推進等について、保育所、幼稚園、学校等の児童施設を含め、広く住民に周知し、虐待の早期発見に努めます。
児童の適正な保護の促進	要保護児童を早期に発見し、警察や児童相談所と連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護など適切な対応に努めます。
児童虐待の相談体制の強化	児童虐待に関する相談を迅速・的確な解決に結びつけるため、児童相談所、警察、主任児童委員などと連携しながら、大玉村虐待防止地域協議会の機能の充実に努めます。
親育ての促進	悩みなどの相談や、親同士の交流などの場を積極的に提供するとともに利用を促進し、虐待の未然防止につなげます。 また、医療機関などと連携し、親の心の健康（メンタルヘルス）の維持・増進を図ります。
見守りネットワークの構築	村に児童虐待防止に関する実務担当者会議を活用し、児童相談所や、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生児童委員などと連携しながら、児童虐待防止策の研究に努め、日常の相談などを通じて見守りに努めます。

(3) 障がい児への支援の充実

【施策目標】

障がいのある子や育児者への総合的な支援に努め、将来、障がい者が自立して生活できる環境づくりを促進します。

【主要施策】

① 療育体制の強化

事業名	具体的な取り組み
障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、親の理解を促進し、個別相談サポートファイル「えがお」を活用し、適切な支援方法等について検討し、地域ぐるみの子育て支援ができるよう努めます。
各療育機関の充実の促進	各療育機関の療育メニューの充実や、指導員の確保と知識・技術・資質の向上などを促進します。また、これら療育機関と、村の各セクションとの連携の強化に努めます。
療育相談体制の充実	相談支援事業所と連携しながら、親の不安を少しでもなくし、適切な訓練・指導に結びつくような療育相談の実施に努めるとともに、個別相談サポートファイル「えがお」を積極的に活用します。

② 障がい児の保育・教育の充実

事業名	具体的な取り組み
障がい児保育・教育の充実	保育所、幼稚園、小・中学校では、障がいの状況に応じた教育・療育が受けられるよう、保護者と共に考え、特別支援学校等とも連携して、適切な支援に努めます。 また、保育所、幼稚園、小・中学校で保育・教育を受ける障がい児が、より質の高い保育・教育が受けられるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、施設の充実等に努めます。
特別支援教育の推進	国が進める特別支援教育を、本村でも適切に対応していきます。特別支援教育コーディネーターの継続的設置や、全小中学校に設置した特別支援学級、すべての幼稚園・小中学校に配置した支援員により、特別に支援を要する園児・児童・生徒の一人ひとりの特性に応じた教育的支援を行います。 また、教育支援計画の策定などにより、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援に努めます。
特別支援学校との連携の強化	特別支援学校や県内各入所施設との連携のもと、就学前期、就学期、就業期それぞれにおいて、障がいの状況やニーズに応じた適切な支援・指導に努めます。
相談支援体制の充実	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、相談支援アドバイザー、作業療法士等を活用するなど、相談支援体制の充実に努めます。

③ 生活支援の充実

事業名	具体的な取り組み
経済的な支援の活用促進	育成医療の給付や、特別児童扶養手当など、各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。
地域生活の支援の強化	障害者総合支援法や児童福祉法に基づく制度など、障がいのある子や育児者の在宅生活を支援するサービスの充実と活用促進に努めます。また、障がい児を支援するボランティア等の育成と活動の活性化を図るとともに、障がい児と住民との交流の機会の拡大を図ります。

(4) ひとり親家庭への支援の強化

【施策目標】

ひとり親家庭への経済的支援体制、相談体制の充実に努め、安心して子育てのできる環境づくりをめざします。

【主要施策】

① ひとり親家庭への支援の強化

事業名	具体的な取り組み
きめ細かな相談の実施	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、ニーズの把握を図りながら、民生児童委員などと連携して、きめ細かな相談に努めます。
経済的支援の強化	母子父子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当など、ひとり親家庭への助成制度や負担軽減制度の利用を促進します。さらに、父子に対する制度の充実を含め、国・県に対して、制度の充実を要望します。
就労の促進	ひとり親家庭の就労促進を図るため、安心して働ける環境づくりに努めるとともに、リカレント教育※等の推進に努めます。

※「リカレント教育」

社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システム

(5) 効果的な経済的支援の推進

【施策目標】

子育て家庭への効果的な経済的支援の推進に努め、少子化の抑制をめざします。

【主要施策】

① 効果的な経済的支援の推進

事業名	具体的な取り組み
保育料等の無償化及び負担の適正化	幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所や幼稚園の保育料を無料とし、保護者負担の軽減を図ります。 なお、幼稚園における預かり保育料は、「保育の必要性」の認定を受けた世帯については無料となります。 保育所については、入所する年の1月1日現在において、保護者が大玉村に住所を有していることを要件としています。 また、小中学校を含めた教材費の適正な負担水準の維持に努めるとともに、給食費の無償化を実施します。
経済的支援制度の周知の促進	各種経済的支援制度の利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。
効果的な経済的支援の実施	村の各種助成制度については、経済的支援へのニーズを随時把握し、必要な住民に適切な内容で支援が行われるよう、適宜、要件等の見直しを図ります。

基本目標 4 生きる力がはぐくまれる大玉村

(1) 結婚・妊娠・出産への支援の充実

【施策目標】

結婚や妊娠・出産を希望する方がその希望を実現することができるよう、経済的な支援や心身のケアを行い、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

【主要施策】

① 結婚・新生活への支援の充実

事業名	具体的な取り組み
結婚を希望する方への支援	大玉村における新たな出会いを応援するため、「おおたま新たな出会い応援事業」として、婚活イベントの開催等を行います。
新生活への経済的な支援	結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、婚姻された世帯に対して新居の住居費及び引越し費用の一部を補助します。

② 妊娠・出産にかかる支援の充実

事業名	具体的な取り組み
不妊治療への支援	不妊治療を行う夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費等の一部を助成します。
産後ケア事業の充実	産後の疲労回復や母乳育児の不安解消のため、助産師により、ケアを実施します。
経済的支援の充実	出産・子育てを応援するため、「出産・子育て応援給付金」として、村内に住所のある妊産婦の方を対象に応援給付金の支給を行います。

(2) 健康づくりの促進

【施策目標】

保健・医療の充実により、健診や各種指導、相談事業の周知に努め、親子の健康を支えます。

【主要施策】

① 保健サービスの充実

事業名	具体的な取り組み
母子保健の知識の普及	母子健康手帳の交付、啓発冊子の配付等により母子保健の知識の普及に努めます。
健康診査の充実	妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査、学校健診を充実し、心と体の疾病などの早期発見・早期治療、母子の健全育成につなげます。
保健師訪問指導・育児支援 家庭訪問等の充実	1～2か月児全員に加え、ハイリスク妊産婦、乳幼児健康診査の要支援者や子育て不安のある親などに対し、保健師による家庭訪問を実施し、母子の健全育成に努めます。
健康相談の充実	専門職員の体制強化や、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康づくりに関する相談や育児不安に対処するための心の健康相談の充実に努めます。
歯科保健の充実	各種母子保健事業実施時や、教育委員会等との連携により、フッ化物洗口の推進等、歯科保健指導の充実に努めます。
食育の推進	栄養士や食生活改善推進員などの協力を得ながら、子どもの発達段階に応じた食育の推進を図ります。
事故防止の啓発の強化	各種母子保健事業実施時などにおいて、乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策など、事故防止に関する啓発を図ります。
予防接種の充実	任意接種であるおたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチンの予防接種費用助成を実施するとともに、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行い、接種率の向上を図ります。
小児生活習慣病等の予防 の推進	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導などの対策を進めます。
保健衛生の向上	県北保健福祉事務所などとの連携のもと、感染症などの衛生対策を推進します。

② 医療サービスの充実促進

事業名	具体的な取り組み
周産期医療・不妊医療の充実促進	住民が安心して出産できるよう、周産期医療、不妊医療のネットワークの強化を要請するとともに不妊治療費等を助成します。
小児医療体制の充実促進	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、圏域でも連携しながら、国・県など関係機関に要請していきます。
小児救急医療の充実促進	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、小児救急医療体制の充実を関係機関に要請していきます。

（３）生きる力を育てる教育の推進

【施策目標】

地域全体で教育に取り組む体制づくりに努め、各幼稚園、学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

【主要施策】

① 就学前教育の充実

事業名	具体的な取り組み
幼稚園教育の充実	幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるとともに、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行います。 また、幼稚園と小学校をつなぐ実効性のあるカリキュラムの活用（実施・改善）に努めます。
教職員の資質の向上	おおたま学園の組織を活かし、教職員の交流の促進と効果的な研修の実施により、資質の向上を図ります。
預かり保育の充実	今後ますます需要が高まるであろう幼稚園の預かり保育について、保護者のニーズに合った保育の充実に努めます。
施設・設備の整備	安全で充実した教育環境を提供するために、幼稚園施設・設備の適正な管理と充実に努めます。

② 学校教育の充実

事業名	具体的な取り組み
基礎学力の定着	おおたま学園の取組やオープンスクールの開催などにより「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業研究の取組の充実、さらに家庭と連携した主体的な学習態度の育成、読書活動や各種検定の積極的な推進により基礎学力の向上を図ります。
情報教育の推進	A I※、I o T※、ビックデータ※など新たな技術の急速な進化により、社会構造が大きく変わろうとしている現代において、子どもたちによりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を育むため、情報活用能力を育成するデジタル・シティズンシップ※教育の推進とともに、学校でのI C T※環境整備促進、I C Tを活用した学習活動の充実を図ります。
環境教育の推進	学校教育において、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成を目指し、地域の自然環境や身近な問題に目を向けながら、家庭や地域社会と連携した環境教育の推進を図ります。
国際理解教育の推進	外国語指導助手などを積極的に活用した外国語教育の充実、姉妹校締結をした外国の学校との交流などにより異文化理解を深め、広い視野をもつ人間の育成と郷土を愛する心を育みます。
命の尊さを学ぶ教育の推進	学校教育では、生命の大切さや家庭の役割、子育て理解等に関する教育を推進します。
健康、体力の維持増進	子どもの健康、体力増進のため、地域や家庭、医療機関等と連携し、診断・教育・相談等、学校保健を充実します。
不登校やいじめなどへの対応	「大玉村いじめ防止基本方針」及び「大玉村立各小中学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止と見逃しゼロの取組を推進します。 また、地域や家庭、学校が連携しながら、スクールソーシャルワーカー等の活用などにより、不登校やいじめの未然防止に向けて児童・生徒一人ひとりに個性と尊厳を大切にされた教育相談及び指導の充実を図ります。さらに、不登校などの児童・生徒に対して、適応指導教室の活用を図ります。
教職員の資質の向上	おおたま学園の組織を活かし、教職員の交流の促進と効果的な研修の実施により、資質の向上を図ります。
施設・設備の充実	安全で充実した教育環境を提供するために、学校施設・設備の適正な管理と充実を図ります。

※A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略

※I o T

あらゆるものがインターネットに接続して情報のやりとりを行う技術

※ビックデータ

多種多様で膨大なデータの集合体

※デジタル・シティズンシップ

デジタル技術を正しく活用し、社会に積極的に参加する能力

※I C T

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

③ 家庭・学校・地域の連携による教育の推進

事業名	具体的な取り組み
地域学校協働活動の推進	地域住民や各種団体からの幅広い参画を得ながら、地域の子どもたちの豊かな学びや成長の支援を図るため、協働活動ごとに地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター等）を配置し、大玉らしさを活かした地域学校協働活動を推進します。
コミュニティ・スクールの推進	家庭・地域・学校が一体となった「地域と共に歩む学校」「学校を核とした地域づくり」により一層努め、子どもたちの確かで豊かな学びを支える環境づくりを推進します。
国際交流の推進	友好の翼「大玉村海外交流事業」として、台湾にある大玉村中学校の姉妹校「大竹國民中學」へ中学生の相互派遣を実施し、国際交流を通じた異文化理解や子どもたちの成長を図ります。

基本目標 5 子どもがのびのび育つ大玉村

(1) 子どもにやさしい生活環境の整備

【施策目標】

バリアフリー化、防犯、安全対策を推進し、子どもが安心して暮らせるやさしい生活環境の整備に努めます。

【主要施策】

① 子どもにやさしいむらづくりの推進

事業名	具体的な取り組み
子育て支援設備の整備	今後、公共施設等を整備する際には、親子連れでも安心して利用できるように配慮した整備を促進します。

② 安全・安心の確保

事業名	具体的な取り組み
交通安全施設等の整備促進	子どもの交通事故防止に向け、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路等を中心に、関係機関との連携のもと、信号、カーブミラー、スクールゾーンの表示など、各種交通安全施設等の整備・拡充を促進します。
交通安全意識の高揚	子どもへの交通安全教育の充実を図ります。また、大人に対して、子どもの事故防止対策について積極的に広報します。
子どもに配慮した防災対策の推進	保育所、幼稚園、小・中学校、福祉施設などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。

(2) 遊び場と交流機会の確保

【施策目標】

公園や広場の適正な維持管理に努めると同時に、子どもたちがのびのび育つために重要な「遊べる場」の確保を図るとともに、保護者も含めた交流の機会づくりに努めます。

【主要施策】

① 多様な遊び場の確保

事業名	具体的な取り組み
屋外活動の場づくり	子どもたちが自然にふれながらゆっくり遊べる場として、身近な公園や広場等の適正な維持管理に努めます。 また、校庭や園庭の遊び場としての活用を図ります。
屋内遊びの場の拡充	気軽に遊べる地域の屋内遊び場の拡充を図ります。 また、季節や天候に関係なく遊べる児童館的な機能の設置を検討します。
スポーツ施設の活用	村民運動場、村民テニスコート、村民体育館、村民プールなど、スポーツ施設の活用を図ります。
図書機能の充実	ふるさとホールなどの施設の児童図書の充実や、情報ネットワーク化、読み聞かせボランティアの活用など、「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書機能の充実をより一層図ります。

② 子育て交流の促進

事業名	具体的な取り組み
子育て各時期での交流機会の促進	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学齢期など、子育て各時期の親子が、同じような世代の親子と交流が図れるよう、「さくらカフェ」などの充実を図ります。
乳幼児と親の多様な社会参加の促進	生涯学習講座やイベント等で必要なものについては託児サービスを実施します。また、親子で参加できる内容のものを増やすなど、小さな子ども連れでも社会参加しやすい機会づくりを進めます。
交流する施設の充実	(仮称)大玉村子育て支援センターなど、子育て交流の場の施設・設備の充実を図ります。

(3) 多様な体験活動の促進

【施策目標】

明日の大玉村を築く豊かな心の育成をめざし、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、子どもたちの多様な体験の機会の創出に努め、豊かな心の育成と体力の向上を促進します。

【主要施策】

① 社会体験の促進

事業名	具体的な取り組み
体験教育・体験保育の積極的な導入	「わんぱく広場」「おおたまっ子学び舎塾」などを実施し、自然体験、生活体験、社会体験の学習機会の積極的な提供に努めます。
自然体験・環境学習活動の促進	地域の協力も得ながら、自然と親しむ活動を促進し、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心の育成に努めます。
福祉体験活動の促進	社会福祉協議会やボランティア団体、福祉機関などの協力を得ながら、中学生の職場体験等、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ福祉体験機会の充実を図ります。
多様な地域活動の促進	ボランティア活動や防災訓練、イベント・まつりなど、子どもたちの積極的な地域活動への参画を促進します。

② スポーツ活動の推進

事業名	具体的な取り組み
スポーツ少年団活動の活性化	スポーツを通じて豊かな心と体を育むことを目的として、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。
スポーツ教室の充実	スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。
総合型地域スポーツクラブの活用	子どもから高齢者まで多様な年代の住民が、初心者から上級者まで、いろいろなメニューを選んで、共に楽しめる自主的なスポーツクラブである「おおたまスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)」の活用を図ります。

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域と量の見込みの算出の考え方

子ども・子育て法第61条により、市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、『子ども・子育て支援事業計画』に定めることになっています。

本村では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、村内全域を1区域として設定します。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出にあたっては、子ども人口の推計や各事業の利用状況、令和6年に実施した就学前児童及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査結果等を基に、国が示した「『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえながら、算出を行いました。

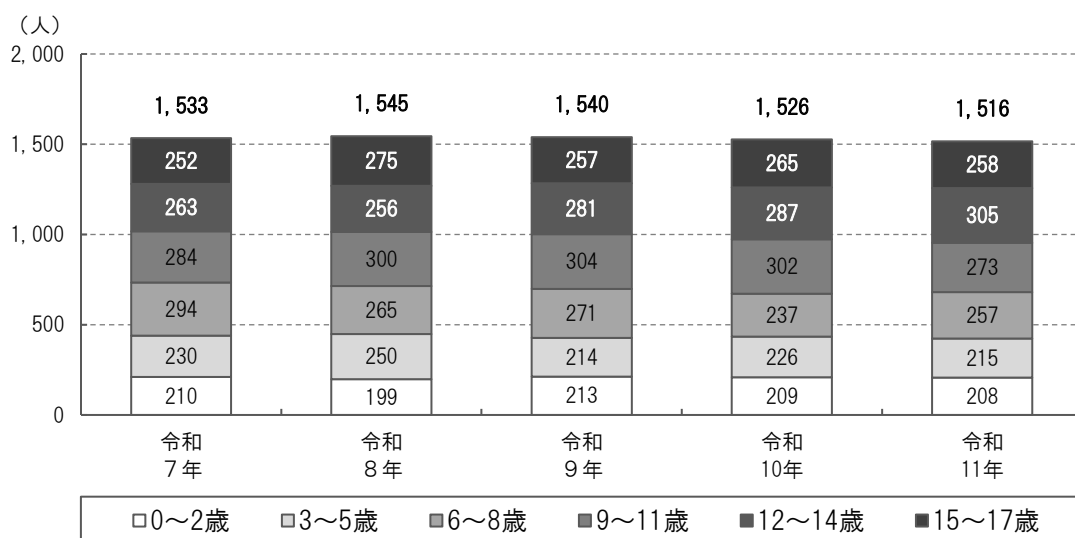
教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
①幼稚園 ②認可保育園 ③認定こども園 ④地域型保育事業 ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 (障がい児童向け・待機児童向け)	①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④子育て短期支援事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ⑨乳児家庭全戸訪問事業 ⑩妊婦健康診査事業 ⑪養育支援訪問事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 新規 ⑮児童育成支援拠点事業 新規 ⑯親子関係形成支援事業 新規 ⑰妊婦等包括相談支援事業 新規 ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規 ⑲産後ケア事業 新規

2 子ども人口の推計

計画期間中の子ども人口について、令和2年から令和6年(各年4月1日現在)の年齢1歳区分ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法※で推計しました。

将来の子ども人口は今後5年間、減少傾向で推移することが見込まれます。

【子ども人口(0～17歳)の推計】



単位：人、%

年齢区分	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
子ども人口 (0～17 歳)	1, 533	1, 545	1, 540	1, 526	1, 516
就学前児童 (0～5 歳)	440	449	427	435	423
0～2 歳	210	199	213	209	208
3～5 歳	230	250	214	226	215
小学生 (6～11 歳)	578	565	575	539	530
低学年 (6～8 歳)	294	265	271	237	257
高学年 (9～11 歳)	284	300	304	302	273
中学生 (12～14 歳)	263	256	281	287	305
高校生 (15～17 歳)	252	275	257	265	258
総人口に占める 子ども人口の割合	17. 5%	17. 6%	17. 6%	17. 4%	17. 3%

※「コーホート変化率法」

同じ年(または同じ期間)に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

保護者が、教育・保育事業を利用するためには、国が定める基準に基づいた村の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育の量の見込みは、認定区分ごとに算出し、それに対応する確保方策(保育の受け皿)を設定します。

【教育・保育給付認定の区分】

認定区分	対象となる子ども		利用できる施設・事業
1号認定	3歳児から5歳児	学校教育を希望 (保育を必要としない)	・幼稚園 ・認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で 保育を必要とする	・保育園 ・認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で 保育を必要とする	・保育園 ・認定こども園(長時部) ・地域型保育事業

【教育・保育施設】

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び保育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園 ※村内になし	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能(短時間保育)と保育所機能(長時間保育)の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料が無償となります。

【地域型保育事業】

事業種別	内 容
家庭的保育 ※村内になし	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員3人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育 ※村内になし	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育 ※村内になし	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育 （障がい児向け） ※村内になし	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育 （待機児童向け） ※村内になし	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

（１）１号認定

【提供体制・確保方策の考え方】

村内の教育施設（大玉村立玉井幼稚園、大玉村立大山幼稚園）で、提供量の確保を図ります。3～5歳はすべて幼稚園を利用しており、利用希望者全員を既存施設において、受け入れができることを想定しています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	227	247	212	223	213
②確保方策（定員）	360	360	360	360	360
特定教育・保育施設	360	360	360	360	360
過不足（②－①）	133	113	148	137	147

（２）２号認定

※本村では3～5歳はすべて幼稚園を利用するため、2号認定者数は見込まない

(3) 3号認定

【提供体制・確保方策の考え方】

村内にある保育施設(大玉村保育所)で、提供量の確保に努めます。

0歳児は、育児休業からの復帰に伴い、年度途中での利用希望者が見込まれ、待機児童の発生が懸念されます。今後、保育施設と協議を重ねながら、0歳児の受け入れ数の拡大について、検討を図ります。

また、待機児童対策として、家庭の状況に応じて、「村外保育施設利用者交付金」を活用した村外保育施設の利用案内を行います。

① 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34	34	34	33	33
②確保方策（定員）	27	27	27	27	27
特定教育・保育施設	27	27	27	27	27
過不足（②－①）	▲7	▲7	▲7	▲6	▲6

② 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	81	91	89	88
3号認定（1歳）	33	40	40	40	39
3号認定（2歳）	57	41	51	49	49
②確保方策（定員）	123	123	123	123	123
特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
過不足（②－①）	33	42	32	34	35

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、住民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を行い、子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整等を図ります。

現在、こども家庭センターの設置には至っていませんが、今後、設置に向けた協議・検討を行い、支援体制の充実を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
基本型・特定型	か所	0	0	0	0	0
家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
基本型・特定型	か所	0	0	0	0	0
家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

【利用者支援事業の区分】

区分	内容
基本型	「利用者支援」と共に「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施
特定型	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施
家庭センター型	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応

(2) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

【延長保育事業の概要】

実施保育所	実施日	時間（早朝）	時間（延長）
大玉村保育所	月から土曜日	7時00分～7時30分	18時00分～19時00分

【提供体制・確保方策の考え方】

量の見込みは拡大していますが、保護者の働き方によるため、毎回全ての人数の利用が見込まれるとは限らない状況です。今後の利用形態や状況を踏まえ、受け入れ態勢や職員の確保等について検討を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	43	48	49	53	55
②確保方策	人	43	48	49	53	55
過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0
<施設数>	か所	1	1	1	1	1

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要】

名 称	開設場所	定員
おおたま子どもクラブ	大玉村総合福祉センターさくら内 19時まで	1 クラブ 40 名 (4 クラブ)

【提供体制・確保方策の考え方】

核家族化や共働き家庭などの増加に伴い、ニーズは依然として高くなっています。

定員を 160 名に設定していますが、長期休業中や必要時のみの利用(短期利用登録)の児童がおり、日々の利用児童は定員内で受け入れることができると想定しています。

なお、定員数を超える利用が発生する際には、おおたま子どもクラブと協議のうえ、定員数の拡大等について、検討を行います。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	人	272	255	265	237	244
1 年生	人	71	52	76	51	72
2 年生	人	54	56	39	56	36
3 年生	人	59	57	62	44	65
4 年生	人	43	41	38	39	26
5 年生	人	24	25	23	20	19
6 年生	人	21	24	27	27	26
②確保方策（定員）	人	160	160	160	160	160
過不足（②－①）	人	▲112	▲95	▲105	▲77	▲84
<施設数>	か所	1	1	1	1	1
【参考】実利用見込み	人	163	153	159	142	146

※参考の実利用見込みについては、大玉村社会福祉協議会にて算出

②放課後子ども教室

安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業です。

【放課後子ども教室の概要】

開設場所	開設日	対象
村内2小学校区（玉井・大山教室） の公共施設（公民館等）	5月から3月までの毎週金曜日 （長期休業等除く）	小学4年生～ 6年生

【提供体制・確保方策の考え方】

玉井地区・大山地区において、子ども教室の実施を図ります。ボランティアの確保にあたっては、広報紙やホームページで募集を行います。

なお、本村では、それぞれが独自の活動となっており、現時点では、一体的または連携による実施の具体的な方策はありません。

【放課後子ども教室の整備】

項 目	令和7年度	令和11年度	小学校区名
小学校区数	2	2	玉井、大山
開設教室数	2	2	玉井、大山
一体型教室	0	0	—

※一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

（４）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

現在、本村では実施していない事業です。

今後、希望者があった場合には、村外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

（５）地域子育て支援拠点事業

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

さくらカフェの事業を継続して実施します。また、親子同士の交流や子育て相談などを行うため、国・県の補助事業などを活用し、財源の確保を行い、（仮称）大玉村子育て支援センターの早期建設の実現に向けて取り組みます。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	人日	262	264	248	249	239
②確保方策	人日	262	264	248	249	239
過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0
<施設数>	か所	1	1	1	1	1

※1年間の子どもの延べ人数

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【提供体制・確保方策の考え方】

核家族化・共働き家庭の増加により、預かり保育事業の需要は依然として高くなっています。今後もニーズは高い状況が続くと見込まれるため、幼稚園と連携を図りながら、受け入れ体制の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	34,979	39,647	35,329	38,780	38,291
②確保方策	人日	34,979	39,647	35,329	38,780	38,291
過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0
<施設数>	か所	2	2	2	2	2

※1年間の子どもの延べ人数

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外（一時保育）

【提供体制・確保方策の考え方】

保育所と連携を図りながら、受け入れ体制の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	44	45	43	43	42
②確保方策	人日	44	45	43	43	42
過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0
<施設数>	か所	1	1	1	1	1

※1年間の子どもの延べ人数

（７）病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

現在、本村では実施していない事業です。

郡山市との協定により、病児・病後児保育の提供に努めます。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業は村の委託事業として、大玉村社会福祉協議会で実施しています。

幼稚園や保育所、放課後児童クラブ等への利用ニーズが高いこと等に起因し、ファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズは低い状況ですが、村内における重要な事業の一つとして、引き続き、社会福祉協議会と連携し、受け入れ体制の確保に努めます。

なお、現在、こども家庭庁の「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」において示されている「会員数 20 人以上」の基準には満たないため、見込み量は掲載しておりません。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

母子保健事業として継続して実施します。概ね生後 2 か月の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	66	66	66	64	64
②確保方策	人	66	66	66	64	64
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

母子保健事業として継続して実施します。妊婦の健康保持・増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに必要に応じ医学的検査を実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	990	990	990	960	960
②確保方策	人回	990	990	990	960	960
過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に、児童家庭相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していません。

今後、育児放棄等養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて実施方策を検討する必要があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で自治体が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

事業の導入については、国や県の動向を踏まえ、利用者のニーズを把握し、今後の事業実施について検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していけるよう、相談、助言を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、新規事業の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、事業の導入について検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、事業の導入について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、児童の心身の発達等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、事業の導入について検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、事業の導入について検討します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、乳児や幼児等、満3歳未満の子ども（保育所に入所している子どもを除く。）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児や幼児、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談や保護者に対する子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

今後、村内の保育施設等と協議・検討を行い、令和8(2026)年4月からの実施に向け、体制の整備に努めます。

◆必要定員数:0歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	1	1	1	1
②確保方策	人日	-	1	1	1	1
過不足（②－①）	人日	-	0	0	0	0

◆必要定員数:1歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	2	2	2	2
②確保方策	人日	-	2	2	2	2
過不足（②－①）	人日	-	0	0	0	0

◆必要定員数:2歳

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	1	1	1	1
②確保方策	人日	-	1	1	1	1
過不足（②－①）	人日	-	0	0	0	0

※令和7(2025)年度は準備期間のため未実施

※1か月あたりの必要定員数

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【提供体制・確保方策の考え方】

二本松病院や福島県助産師会の受託施設において、提供量の確保に努めます。

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	人日	13	13	13	12	12
②確保方策	人日	13	13	13	12	12
過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携

子どもと子育てに関する課題の解決に向けて、村民や事業者との連携と協働による活動を促進し、子どもの成長と子育て支援を進めます。

また、地域、学校と警察の連携により、子どもの安全の確保などを促進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、本計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く住民に周知します。

また、本計画の推進にあたって、各施策・事業の実施状況について年度ごとに点検し、施策の充実・見直しについての検討を行い、総合的かつ円滑な推進をめざします。

3 家庭・地域・事業者・村の役割

家庭・保護者は、子育てについての第一義的な責務を担い、家庭が子どもの成長にとって基盤になることを自覚し、健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められます。

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。

教育・保育施設等は、子どもの成長と子育て家庭が子どもと向かい合えるよう支援していくため、質の高い教育・保育サービスの提供と子どもの関係機関等との連携が不可欠です。

村は、計画の推進主体として、教育・保育サービスを担う事業者が子どもたちに質の高いサービスが提供できるよう情報提供や地域のネットワークづくりをはじめ、子育て環境づくりに包括的・計画的に取り組む役割を担っています。

1 計画の策定経過

年月日	項 目	内 容
令和6年 6月26日 ～7月12日	子ども・子育て支援 に関するニーズ調査	①就学前児童保護者調査 村内の就学前児童（0～5歳）の保護者 配布数：362件 回収数：169件 回収率：46.7% 郵送での配布・回収 ②小学生保護者調査 村内の就学児童（小学1～6年生）の保護者 配布数：429件 回収数：203件 回収率：47.3% 郵送での配布・回収
令和6年 8月2日	令和6年度 第1回 大玉村子ども・ 子育て会議	【審議事項】 (1) 第三期子ども・子育て支援事業計画について (2) その他
令和6年 11月21日	令和6年度 第2回 大玉村子ども・ 子育て会議	【審議事項】 (1) 子ども・子育て支援事業に関する ニーズ調査結果について (2) 第三期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和7年 1月31日	令和6年度 第3回 大玉村子ども・ 子育て会議	【審議事項】 (1) 第三期子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
令和7年 2月12日 ～3月4日	パブリックコメント の実施	
令和7年 3月26日	令和6年度 第4回 大玉村子ども・ 子育て会議	【審議事項】 (1) 第三期子ども・子育て支援事業計画案について (2) その他

2 大玉村子ども・子育て会議条例

平成25年12月16日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、大玉村子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に規定するもののほか、村長の諮問に応じて本村の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、村長に答申し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども子育て支援に関心を持つ村民
- (5) 前項に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 大玉村子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

条例第3条第2項 委員区分	氏 名	役 職 名 等	備 考
1号委員 子どもの保護者	鈴木 則 衛	大玉村 PTA 連絡協議会長	
	阿 部 隼 也	玉井幼稚園 PTA 会長	
	遠 藤 聡	大山幼稚園 PTA 会長	
	菊 地 拓 也	大玉村保育所保護者会長	
	大 内 葵	おおたまこどもクラブ保護者会長	
2号委員 子ども・子育て支 援に関する事業に 従事する者	大 藤 恵 美 子	サポートセンターTSUBASA 管理者	
	細 谷 晋	相談支援事業所ふりーらんす代表	
	根 本 達 弥	大玉村社会福祉協議会事務局長	
	大 矢 さ お り	大玉村ファミリーサポートセンター コーディネーター 大玉村民生児童委員協議会主任児童委員	
	橋 本 清	大玉村民生児童委員協議会長	
	佐 藤 ふ さ え	大玉村民生児童委員協議会主任児童委員	
3号委員 子ども・子育て支 援に関し学識経験 のある者	須 藤 綾 子	大玉村教育委員会委員	
	増 田 泰 司	大玉村教育委員会スクールソーシャルワーカー	
4号委員 子ども・子育て支 援に関心を持つ村 民	矢 吹 吉 信	コミュニティスクール委員会会長	

第3期 大玉村子ども・子育て支援事業計画

発 行：大玉村

編 集：大玉村役場 健康福祉課

住 所：〒969-1392 安達郡大玉村玉井字星内 70

T E L：0243-48-3131（代表）
